

令和2(2020)年度 自己点検・評価書

令和3(2021)年6月

湘南医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	61
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	81

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

湘南医療大学（以下「本学」という。）の設置者である学校法人湘南ふれあい学園（以下「本法人」という。）は、「ふれあいグループ」の教育担当部門として、平成6(1994)年に学校法人の認可を受け設立された。本法人の母体である「ふれあいグループ」は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」を理念に掲げ、医療法人社団康心会を中心として、神奈川県内を拠点に静岡県及び東京都に、17病院、8介護老人保健施設、10クリニック、12有料老人ホーム及び2特別養護老人ホーム並びに、1大学、4専門学校及び1幼稚園、その他施設を含め70を超える関連事業所を運営しており、保健・医療・福祉・教育領域において社会に貢献することを、その使命としている。

1. 建学の精神・大学の基本理念

湘南医療大学（以下「本学」という。）は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。

人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にす教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

こうした理念を基盤として、「継続的学習力、想像力、そして課題解決能力を育む「幅広い教養教育」と、エビデンスに基づいた専門知識・技術の修得を基盤とした「人権や生命の尊厳を慈しみ、感性を享受するための専門教育」を追求し、責任感と使命感を持って自律的、主体的に実践能力を発展させていける医療従事者の養成」が急務であると考えている。

そのためにも、豊かな人間性と高度な専門性を併せ備えた人材の養成、臨床現場でチーム医療を推進できる人材の養成、地域に必要な医療人材の養成が必要であると考え、地域社会の多様化する要請にこたえるために、湘南医療大学を設置し、看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士の資質の向上に必要な教育研究機能を整備することで、創造的かつ実践的な教育研究活動を行い、地域社会に貢献できる職業人を養成する。更に、大学院保健医療学研究科保健医療学専攻修士課程では、大学（学部）の教育方針を引き継ぎ、基礎教育の土台の上に立ち、教育研究成果と将来の発展を踏まえて、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養を背景にした高度専門職業人を養成する。つまり、「看護学」或いは「リハビリテーション学」に限局した人材育成ではなく、地域の人々の健康を基盤に、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築と進歩に貢献することを目標とする学問として位置づけた「保健医療学」の学修により、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士といった専門職種が、個々の分野を超えて活動できる高度専門職業人の養成を図る。そのため、「保健医療学」を構成する研究領域を、日本が直面する保健医療における問題に対処すべく「健康増進・予防領域」、「心身機能回復領域」、「助産学領域」の3領域とするとともに、領域を超えた関連科目の学修を可能とした。

2. 使命・目的

本学は建学の理念を基にこれを実現するために設立し、学部学科及び大学院については、教育上の目的をもって設置している。

そして、本学の目的については湘南医療大学学則（以下「大学学則」という。）第1条において「湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。」とし、また、保健医療学部の目的については大学設置認可に際し、「①保健医療学部は、保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②保健医療学部は、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する。③保健医療学部は、主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を養成する。」と、令和3(2021)年4月開設の薬学部についても設置認可に際し、「医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献することを人材養成の目的及び教育研究上の目的とする。」と明示した。

大学院については、湘南医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第5条第2項別表1において「保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること」とし、大学院設置認可に際して、「保健医療学部の教育を基盤とし、保健医療学のより普遍的なカテゴリーの中での理論および応用を教授・研究し、高度専門知識・技術を有する高度専門職業人の養成、多職種連携・チーム医療の中心として貢献できる指導者の養成、並びにその深奥を究めて保健医療学の進展に寄与する」ことが、目的とされている。

3. 大学の個性・特色等

本学は、「幅広い職業人養成」を基盤とし、「社会貢献機能」を併せ持つ大学として位置づけ、将来にわたり以下の特色を育て強化していく。以下に保健医療学部及び大学院保健医療学研究科につき、記述する。

① 高度な専門知識と技術の教育

本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」を基盤とした、豊かな人間性と質の高い専門性を併せ備えた保健医療人の養成を、学士課程教育の中で実現する。

各学科の多様な開設科目において、学位授与の方針が教育課程の編成と一体化し、総合教育科目から専門科目までを学生が体系的に科目を履修できるように配置し、看護師及びリハビリテーションの専門職として実践するにあたり必要な知識・技術を身に付ける。

そして、主体的変化に対応し、地域医療のあり方を洞察し、将来の課題に向き合って、科学的な知識を用いて、その課題を解決していく力量が形成し、高い倫理観と多様な価値観への寛容性や探究心についてコミュニケーション能力を有し、クライアント中心の全人的医療を提供できる保健医療人教育を行う。

大学院においては、保健医療学の3領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成を、理論面の構築と高度な専門知識・技術の修得が横断的かつ体系的な教育課程の中で実現する。

② 質の高いチーム医療教育

近年の医学の進歩に伴って医療は急速に高度化・細分化されている。一方、医療に対する社会的ニーズも大きく変化し、保健・医療・福祉の統合が求められるようになり、医療チームの成員が互いに協力して、患者を中心とした総合的で良質な医療サービスを提供することが重要となった。患者・家族と共により質の高い医療を実現するためには、個々の医療スタッフの専門的知識及び技術の進歩を土台としながら、多職種協働(チーム医療)を通してこれらを再統合していくことが必要であり、そのための人材の育成が急務である。よって本学保健医療学部は、「他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる豊かな人間性を備えた人材を養成する」ことを教育目的の1つとして(「湘南医療大学設置の趣旨等を記載した書類」中、「ア VI-3 保健医療学部の教育目的」参照)、教育課程を編成した。保健医療学部では、チーム医療を「職種ごとに異なる機能と属性をもつ人材が、患者中心の医療の実現に向けて状況に応じて構成を変化させ、それぞれの立場から自律的に関わる課題解決型の医療」と定義する。チーム医療を達成するためには、多職種が共通の目標や価値観をもって横断的に連携するための意思疎通を円滑に行う必要がある。よって、保健医療学部では、段階的かつ継続的にチーム医療を学べるよう配慮している。

1、2年次に配置された「コミュニケーション論」、「栄養学」、「薬理学」、「公衆衛生学」、「保健行政論」、「心理学」を学部共通の必修科目とし、それぞれの専門基礎領域の一部を共有して、学科を横断した基礎知識を修得する。さらに、「看護学概論」、「理学療法概論」、「作業療法概論」では、多職種との協働・連携を意識した講義を実践し、協力関係を構築する土台とする。

2、3年次に配置された各専門科目においては、学科ごとの専門知識・技術の習得と実践能力について教授すると同時に、講義・演習の中で事例を通じたチーム医療の実例を提示して理解を促し、臨地実習・臨床実習へとつなげていく。

4年次後期の「チーム医療論」は4年間の学びの集大成と位置づける。チュートリアル形式の演習とし、冒頭に総論の講義とともに演習の方法について解説し、続いて14コマの演習に入る。学生は、看護とリハビリテーションの両学科(両専攻)から均等に7~8名を1グループとし、2グループに1人の割合で教員が配属される。しかし、教員が指導するわけではなく、議論の促進や、検索法などにアドバイスを与えるファシリテーターの役割である。提示する事例は、2症例の場合もあれば、1症例に合併症を加えた場合もあるが、両学科の学生がともに興味を抱く内容に練ってある。この事例内容を調査し、討論しながら、医療や介護に関するサービス計画を完成させ、グループと個人のレポートを作成する。最終的に、全学生と全教員が講堂に集合して、ポスター形式の発表会を行う。ここでは、学生グループ同士の批評とともに教員からもアドバイスを与える。なお、令和3(2021)年度からは薬学部の教員もオブザーバーとして参加する予定である。

また、大学院では、1年次後期の「多職種協働・地域連携特論」において、地域包括ケアサービスを推進するうえで鍵となる保健・医療・福祉・教育領域の多職種連携と協働の意義を理解し、保健・医療・福祉・教育分野における多職種協働・実践に活用・応用する能力(知識・スキル・態度)を学修するために、「健康増進・予防領域」、「心身機能回復領域」及び「助産学領域」の3領域の学生が、共に、お互いから、お互いについて学び合う

多職種連携教育（Interprofessional Education：IPE）を学習基盤とし、学生の多職種連携・協働実践能力を習得・向上する。具体的な授業展開では、多職種連携・協働実践やチーム医療の概念を学ぶ講義、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の学生の主体的学びを促進する教授-学習方法を用い、特に多職種連携・協働実践能力を習得・向上する授業展開は、地域包括ケアサービスの実践における多職種協働ならびにチーム医療の実践事例をもとに議論を深めて検討する。

③ 地域医療の教育

高齢化社会では、質が高く、かつきめ細かな地域医療の展開を担う看護およびリハビリテーション専門職等が求められている。このため保健医療学部では、専門的な看護学、リハビリテーション学を基盤に、看護学科の「在宅看護学実習」では在宅看護活動を通して地域における看護の機能と看護職の役割を学ぶ。リハビリテーション学科理学療法学専攻の「地域理学療法学演習」では、地域に貢献できる理学療法士になるために、地域における役割、地域において必要となる知識・技術を整理して学び、作業療法学専攻の「地域作業療法学Ⅱ（各論）」では、より良い地域生活を送るために作業療法士に求められる役割を理解する。

このように地域実習体験を通じた実践的教育をカリキュラムに反映させ、在宅生活者の多様なニーズに適切に応え、かつ社会の変化を適切に判断し、行動することで地域社会に貢献できる看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士を養成する。

大学院においては、臨床的学問探究を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場（医療施設、保健施設、行政、地域）で高度な医療専門性を活かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成を、多職種連携、チーム医療活動に係る課題や考察能力を修得できる科目を配置し実施する。

④ 大学院での教育

修業年限を2年の修士課程とし、大学の保健医療学部を基盤におく大学院であることから、教育課程は、大学院設置の目標を達成するために必要な共通的な科目群としての共通科目と、専門性を深めるための専門科目を設け、修士課程の学修に必要な教育方法を取り入れ指導を行う。

ア 保健衛生学分野、医療技術学分野及び助産学分野の科目を配置し、専門領域に留まらず、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得が可能である。

イ 理論と実践の双方に配慮した講義・演習の多様な教育手法を取り入れたコースワークと、指導のもとに研究過程を展開するリサーチワークの組み合わせにより実施する。

ウ 特別研究において、主指導教員と副指導教員による指導体制をとり、3領域を超えた視点から多角的な研究推進のサポートが可能である。

エ 2年次に修士論文研究の中間発表会を2回開催し、大学院教員からアドバイスをを行い、優れた修士論文研究を支援する。

オ 高度専門職業人の養成に向けて、ふれあいグループ病院施設並びに、実務経験豊富な医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士など、多職種連携のもとで指導を受けて、在宅看護、高齢者・障害者支援、公衆衛生、精神保健、助産、女性保健、

運動機能・脳機能・呼吸循環機能に対するリハビリテーション療法などの領域を中心に地域の包括的な支援・サービス提供体制に必要な学びと研究が可能である。

カ 学生が将来、高度専門職業人として、様々な職業で独自の研究を推進できるように支援する。

キ 異分野学部からの入学者には、湘南医療大学大学院履修規程第5条に基づき、専攻する専門分野・領域に関する保健医療学部の教育課程科目の学修により、保健医療学分野の知識基盤の確立を図る。

ク 天災や感染症等の事態で、予定していた学修に支障がでる場合には、実施可能な学習法にて対処する。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の設置者である学校法人湘南ふれあい学園は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛する」を理念に掲げ、神奈川県を拠点に静岡県及び東京都に、17 病院、8 介護老人保健施設、10 クリニック、12 有料老人ホーム及び2 特別養護老人ホーム並びに、1 大学、4 専門学校及び1 幼稚園、その他施設を含め 70 を超える関連事業所を運営しているふれあいグループを母体に、平成 6(1994)年に学校法人の認可を受け設立された。現在、神奈川県及び静岡県において1 大学、4 専門学校及び1 幼稚園を設置運営している。

高齢化が急激に進んでいる現在、福祉、医療、介護は、非常に重要な分野となっている。このような背景のもと、これらの分野に貢献できる医療人の育成は急務であると考え、世の中全ての人々の幸せに役立つスペシャリストを養成することを目指し、次に掲げる理念と目的のもと、湘南医療大学は開学した。

〈大学の理念〉

湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切に教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する。

〈大学の目的〉

湘南医療大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。(大学学則第 1 条)

〈大学院の目的〉

湘南医療大学大学院は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。(大学院学則第 1 条)

平成 26(2014)年 10 月	湘南医療大学設置認可
平成 27(2015)年 4 月	湘南医療大学開学
平成 30(2018)年 6 月	認定看護師教育課程（認知症看護分野）開講
平成 30(2018)年 11 月	湘南医療大学大学院保健医療学研究科設置認可
平成 31(2019)年 3 月	湘南医療大学第 1 回学位記授与式
平成 31(2019)年 4 月	湘南医療大学大学院保健医療学研究科開設
令和 元(2019)年 12 月	認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）開講
令和 2 (2020)年 10 月	認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）開講
令和 2 (2020)年 10 月	湘南医療大学薬学部設置認可
令和 3 (2021)年 3 月	湘南医療大学大学院第 1 回学位記授与式

2. 本学の現況

- ・ 大学名 湘南医療大学
- ・ 所在地 神奈川県横浜市戸塚区上品濃 16-48

・学部構成

保健医療学部 令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	80	10	340
リハビリテーション学科	80		320
(内訳) 理学療法学専攻	40		160
(内訳) 作業療法学専攻	40		160
合 計	160	10	660

・大学院構成

保健医療学研究科 令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

専 攻	入学定員	収容定員
保健医療学専攻(修士課程)	12	24
合 計	12	24

・学生数

(学部) 令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

学 科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
看護学科	82	83	83	104	352
リハビリテーション学科	81	81	81	95	338
(内訳) 理学療法学専攻	40	42	41	48	171
(内訳) 作業療法学専攻	41	39	40	47	167
合 計	163	164	164	199	690

(大学院) 令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

専 攻	1年次	2年次	合計
保健医療学専攻(修士課程)	8	9	17
合 計	8	9	17

・教員数

(学部) 令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

学 科	専任教員数						兼 任 教員数 (非常勤)
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
看護学科	10	6	6	14	2	38	82
リハビリテーション学科	12	2	6	4		24	
(内訳) 理学療法専攻	7	2	1	3		13	
(内訳) 作業療法専攻	5	0	5	1		11	
合 計	22	8	12	18	2	62	

※ 薬学部設置準備室（特任教授4人）除く

(大学院) 令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

専 攻	専任（担当）教員数						兼 任 教員数 (非常勤)
	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	
保健医療学専攻(修士課程)	16	5	2	1		24	21
合 計	16	5	2	1		24	21

※ 学部の専任教員で大学院を兼担しているものを含む

・職員数

令和2(2020)年5月1日現在 (単位：人)

職員	18
----	----

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

湘南医療大学（以下「本学」という。）の使命・目的については、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という建学の理念をもとに、大学学則第 1 条（目的）及び大学院学則第 1 条（目的）において、次のとおり具体的で明確かつ簡潔な文章で定め、大学ホームページなどで明示している。

<大学学則第 1 条>

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

<大学院学則第 1 条>

湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

また、教育研究上の目的についても、大学学則第 5 条（学部）第 2 項及び大学院学則第 5 条（研究科）第 2 項別表 1 において、次のとおり具体的かつ簡潔に明文化している。

<大学学則第 5 条第 2 項>

保健医療学部は、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

<大学院学則第 5 条第 2 項別表 1>

保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、前述のとおり、大学学則及び大学院学則において簡潔に文章化されているとともに、ホームページ、大学案内、学生便覧等に、本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をはじめ、本学の使命・目的を簡潔に明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」にある。つまり、「人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にする教育を実践し、全ての人々の幸せに役立つことを期する」ことである。こうした考えを根本として、大学学則第1条では、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献すること」と、大学院学則においても第1条として「本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与すること」と、それぞれ目的として明示した。

同時に、教育研究組織の目的及び使命についても、保健医療学部では、「生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成すること」、としており、また、大学院の目的及び使命でも、「保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること」とし、本学の理念に基づいたものが個性であり、特色であることを大学学則及び大学院学則にて、明示している。

1-1-④ 変化への対応

平成27(2015)年4月の開学以降、本学では、平成31(2019)年4月の大学院開設や令和3(2021)年4月の薬学部開設に際して、建学の理念のみならず、社会経済情勢なども踏まえて、新設する教育研究組織の目的などを策定してきた。

建学の理念は、大学において普遍的なものであり、まずはその継承を図っていくとともに、社会情勢や教育界の動向、関係法令等に留意しながら、本学の使命・目的及び教育目的を見直していくべきものと認識している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的については、これまで以上に具体性と明確性に留意しつつ再考していく。また、大学内の掲示物や学生への配布物、受験生に対する大学説明資料（パンフレット）、学生募集要項等の印刷物、大学ホームページ、オープンキャンパス等における大学の使命や目的に関する説明内容が分かりやすいかにつき検討し、見直していく。更に、入学式や学位記授与式、新年度ガイダンス等において本学の使命・目的について学生に説明する機会を設ける。加えて、外部会議等のあらゆる機会においても説明・周知を図っていく

また、教育関連法令の改正等の動きや教育界の動向を常に注視して、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学校法人の目的は「学校法人湘南ふれあい学園寄付行為（以下「寄附行為」という。）第3条（目的）に、大学の目的は大学学則第1条（目的）に、大学院の目的は大学院学則第1条（目的）に、また、教育研究上の目的については、保健医療学部では大学学則第5条（学部）に、保健医療学研究科は大学院学則第5条（研究科）において、それぞれ明記されている。また、寄附行為の変更については、理事会で承認される必要があり、大学学則及び大学院学則の変更については運営管理会議で審議され、更に理事会で審議されたうえで承認される必要がある。このように法人及び大学の目的、学務運営等は、夫々の明記する規定の審議・承認の手続きの過程において、役員及び教職員の理解と支持を得ている。開学後はFD・SD活動の中で、新任教員を含めた全教職員を対象にして大学の使命・目的及び教育方針等の理解を深めるよう努めており、支持されているものである。

1-2-② 学内外への周知

大学の理念、教育目的については、本学の校舎内（エントランス、学生食堂、図書館）、各教室に掲示しているとともに、学生便覧へ明記しており、全ての学生及び教職員に周知している。加えて全教職員が参加する研修会（定期的開催）における学長講話などでも周知している。また大学のホームページや大学案内パンフレット、学生募集要項には、本学の理念及び教育目標等を明記し、また、オープンキャンパスや高等学校の進路担当教員への大学進路説明会などでも広く学内外に公表している。更に、入学式の学長式辞や大学の行事における挨拶等においても、本学の基本理念、教育目標等について触れ、内外の関係者の理解を深めるようにしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の理念や教育目的に基づき計画的・戦略的視点にたって、教職員の意見を広く求め

たうえで、中期的計画の一環として、本学保健医療学部の完成年度翌年である平成31(2019)年4月に大学院を開設し、令和2(2020)年度は大学院の完成年度となった。

また、学校法人で策定した「中長期事業方針(2019年度～2027年度)」では、本学においては建学の理念を踏まえ、地域社会に対して主体性、多様性及び協働性を有する「学修者」の育成を目指した取組みを重点的に推進することとし、令和元(2019)年度の認定看護管理者教育課程(セカンドレベル)開講に続き、令和2(2020)年度は認定看護管理者教育課程(ファーストレベル)を開講した。更には、令和3(2021)年4月での薬学部設置に向けた諸準備を計画どおり進め、令和2(2020)年10月に文部科学省から認可を受けた。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学の理念に基づく教育目的及び教育目標は、本学が掲げる三つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映され、保健医療学部看護学科及びリハビリテーション学科、薬学部医療薬学科並びに保健医療学研究科の目的と整合性がとれている。

保健医療学部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)では、本学の理念・教育目的をコアにして、看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、チーム医療を推進、科学的根拠に基づく主体的な問題解決に向けて実践することができる、などを掲げている。卒業要件として、看護学科では、令和元(2019)年度新カリキュラムで126単位以上(旧カリキュラム126単位以上)の修得と、リハビリテーション学科では、令和2(2020)年度新カリキュラムから127単位以上(旧カリキュラム126単位以上)の修得としている。また、カリキュラム・ポリシーについては、他職種と連携し、チーム医療を推進することにより多様なニーズに適切に応えられる豊かな人間性を備えた人材の養成を目的とし、カリキュラムラダーを提示し、本学の理念の理解を深め、医療の実践者となれるように作成している。また、大学院保健医療学研究科においては目指すべき人材育成として、「保健医療学の3領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成」と、「臨床的学問探求を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場(医療施設、保健施設、行政、地域)で高度医療の専門性を生かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成」を掲げ、この目的を反映したものとして三つのポリシーを策定している。

薬学部医療薬学科では、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献することを人材養成の目的及び教育研究上の目的に掲げている。この教育目的に基づき、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)には、社会的責任感と使命感、倫理観を有し、国際社会の発展に貢献できる、専門的な知識・技術を発揮することができる、地域の健康についての知識・教養を身につけている、主体的に考え、他者と協調して行動し、発信することができる、生涯にわたり自主的に学び続けることができる、などを掲げている。卒業要件として、総合教育科目では21単位以上(必修科目15単位及び選択科目6単位以上)、基礎科目は必修科目2単位、専門科目は172単位以上(必修科目169単位、選択科目3単位以上)を履修し、合計195単位以上の修得としている。また、カリキュラム・ポリシーについて

は、人材養成の目的及び教育研究上の目的を達成するために、「薬学部教育モデル・コアカリキュラム」を基に、ディプロマ・ポリシーの掲げる知識や能力を修得させるため、「総合教育科目」、「基礎科目」、「専門科目」からなる科目区分を、体系的に編成して学修成果基盤型の薬学教育・薬剤師教育を実現するように作成している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和 2(2020)年度における本学の教育研究組織は、学部は保健医療学部で、看護学科とリハビリテーション学科(理学療法学専攻と作業療法学専攻)の2学科で構成されている。入学定員は看護学科 80 人、リハビリテーション学科 80 人(理学療法学専攻 40 人、作業療法学専攻 40 人)で、看護学科では看護師と保健師の養成を、リハビリテーション学科では理学療法士、作業療法士の養成を行っている。また、令和 2(2020)年 10 月には薬学部医療薬学科開設が認可され、令和 3(2021)年 4 月開講となる。大学院は保健医療学研究科保健医療学専攻のみで、入学定員を 12 人とし、令和 3(2021)年度には「がん看護専門看護師」課程の申請を行う準備を進めている。

保健医療学部及び大学院では、本学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、教育目的の「高度な専門知識と技術」「チーム医療を推進できる」「豊かな人間性」「地域社会に貢献できる」などを軸に看護職、リハビリテーション職の養成を機能的かつ効果的に展開している。これらに必要な適切な人員の教員及び教育研究設備を確保し、最適な教育環境を目指した中で講義、演習活動等の実施と教育研究活動を展開している。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的については、個性・特色の明示、法令への適合及び変化への対応に関するこれまでの対応を継続していく。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目標は大学学則及び大学院学則に定め、本学はこれらに基づいて運営されている。また、これらはホームページ、大学案内パンフレット、学生便覧等を通じて学内外へ十分に周知している。中でも特に「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念については学内各所に掲示を行い、教職員と学生に浸透させている。

教育目標は、三つのポリシーに反映され、それぞれのポリシーに基づいて入学者受入れ、教育課程編成及び運営を適切に行っている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、本学の建学理念・目的、教育目的に則り、保健医療学部の各学科及び薬学部でアドミッション・ポリシーを定めている。

[保健医療学部看護学科]

- ① 入学後の修学に必要な基礎学力を有している。
- ② 人が好きで、生命に対する倫理観がしっかりしている。
- ③ 保健・看護に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという目的意識と情熱を持っている。
- ④ 入学後も生涯にわたって自己啓発・自己学習・自己の健康増進を継続する意欲がある幅広い人間性、協調性と柔軟性を持ち、周囲の人々と良好な関係を保つことができる。
- ⑤ 自分の行動や考えに責任を持つことができる。

[保健医療学部リハビリテーション学科]

- ① 思いやりと敬意をもって他者と接することができる。
- ② 保健・医療・福祉・教育・研究に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという目的意識と情熱を持っている。
- ③ 知的好奇心と創造性に富み、主体的、継続的に勉学する姿勢を持っている。
- ④ 積極的に課題を探求し、問題解決のために前向きに努力する。
- ⑤ 自らの行動や考えに責任を持ち、物事に真摯に取り組める。

[薬学部]

本学薬学部は、理念及び教育目的に共感し、本学の伝統を受け継ぎ、本学の教育研究環境において、自ら興味や関心をもって主体的に学び、薬学の専門職業人になるという強い意志を有して成長できる医療人の養成を目指し、以下に、「学力の三要素」の項目に対応させて、養成する人材像（DP）、教育課程編成方針（CP）を踏まえて、本学部が求める資質、能力、意欲を持った学生を広く受け入れる。

また、大学は「朋に学び、成長する場」であるため、お互いの価値観を尊重し合い、協働できる学生を求める。

知識・技能

- ① 高等学校の教育内容を幅広く学修している。

② 薬学の知識技術を修得するために必要な基礎学力を有する人

大学で薬学を学ぶためには、高等学校において「生物、化学、数学、英語」の基礎学力を確実に身につけておく必要がある。

・「化学」は、薬の多くは有機化合物であるため、その知識が薬の様々な有機化合物の化学構造と反応の理解や構造を学ぶ上で重要である。

・「生物」は、臨床実践できる薬剤師において、薬の作用だけではなく、人間の身体の仕組みや疾患の発症から治療まで幅広い知識を修得するために重要である。

・「数学」は、科学の一部である薬学を学ぶ上で、基本的な知識が薬学に役立つだけでなく、数学的・論理的なものの考え方自体が薬学全体にとって重要である。

・「英語」は、グローバル化が進む医療分野での課題に向き合うために世界の共通言語として重要である。

思考・判断・表現

③ 基礎学力を応用する力やものごとを理論的に思考する力を有する人

④ 地域社会の諸問題（健康、医療、福祉等で抱える問題）や薬学への深い関心・興味を持ち、それらについて自らの考えを表現する力を有する人

⑤ 豊かな人間性、高い倫理観を持ち、自主的に社会貢献できる人

主体性・多様性・協働性

⑥ 多様性を尊重し、意見の異なる人々と協調し、コミュニケーション能力を高めたいと望む人

⑦ 主体的に課題を発見し、問題解決に向けて意欲的に行動できる人

⑧ 自己管理能力に優れた人

このような入学者受入れの方針を周知するため、大学案内やホームページで建学理念・目的、教育目的、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、受験者、受験者の保護者を対象としたオープンキャンパス、入試対策説明会、高校教員説明会を複数回開催して、詳細に説明を行っている。更に、開学当初より入試・広報の職員が、神奈川県下の高等学校を中心に個別に訪問して、詳細に説明を行っている。

大学院では、アドミッション・ポリシーを以下のとおり定めている。

① 人間に対する深い関心を持ち、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人

② 幅広くより高度に学ぶために、人文・社会・自然科学などの必要な基礎学力を有している人

③ 保健・医療の専門的臨床実践者として必要な学問、技術の修得に意欲的な人

④ 地域社会とその保健・医療に関わる課題への科学的探究と解明や、地域貢献に寄与していく意欲のある人

⑤ 責任感と倫理観を備え、創造性や社会性を兼ね備えた人

⑥ 協調性があり、高いコミュニケーション能力を備え、多職種連携に意欲を持つ人

⑦ 保健医療分野の指導的役割を担う意欲のある人

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学は、学部では学生募集要項の冒頭に前述のアドミッション・ポリシーを明記し、ア

ドミッション・ポリシーに掲げた資質と能力を測るために、保健医療学部では、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）・社会人選抜、学校推薦型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）（指定校型選抜含む）、一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）を、令和3(2021)年4月開設の薬学部では、初年度の入学者選考として総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、学校推薦型選抜（指定校型選抜含む）、一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）の選抜方法を、看護学科では3年次編入学制度を設けて入学者を選抜し、受け入れを行った。なお、これら全ての選抜方法において、学力検査と面接を課し、アドミッション・ポリシーの各項目に沿ったより実効性ある選抜を実現している。

10月から2月にかけて選抜試験を実施したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、大学入校時の健康チェックとマスク着用の確認、受験生の動線等の指示掲示と誘導、受験会場入口への手指用消毒やアルコールクロスの設置、会場内における間隔を空けた座席配置等を行い、問題なく終了している。

入学者については、個々人の成績の推移や集計データ、面接記録等の情報を蓄積しており、今後、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が有効に機能しているかどうかの検証を予定している。面接試験については、各学科で、入学者の状況も踏まえ、よりアドミッション・ポリシーに適う評価方法に改善を行っている。

また、大学院でも学生募集要項の冒頭に前述のアドミッション・ポリシーを明記し、アドミッション・ポリシーに掲げた資質と能力を測るために、推薦入試、一般入試、社会人特別入試の選抜方法を設けて入学者を選抜、受け入れて、全ての選抜方法において学力検査と面接を課すことにより、アドミッション・ポリシーの各項目に沿った選抜を実現している。入学者については、第1期生が卒業する令和3(2021)年3月以降、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が有効に機能しているかを検討する。修了者の中には、「本学大学院を修了しキャリアアップに繋がった。」と専門誌に報告するもの並びに大学の教員（講師）に就任するものが見られ、適切な入試により優れた学生が選抜されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

保健医療学部での過去4年間の志願者数は、いずれの年度も入学定員を上回っており、志願倍率は4～6倍を維持している。令和2(2020)年度の入学試験（令和3(2021)年度入学者選抜）における志願者数と志願倍率は、全学で680人・4.3倍、看護学科378人・4.7倍、リハビリテーション学科理学療法学専攻192人・4.8倍、リハビリテーション学科作業療法学専攻110人・2.8倍となっている。また、保健医療学部の過去4年間における入学定員に対する入学者の比率は、看護学科で1.01～1.06、リハビリテーション学科理学療法学専攻で1.00～1.13、リハビリテーション学科作業療法学専攻で1.03～1.08となっており、入学定員に対する入学者の比率の適切な管理に努めている。（作業療法学専攻は、第二志望専攻を含んだ志願者数・入学生数）。

一方、設置認可が前年度10月となった薬学部では、定員130人に対し志願者数111人、入学者34人・入学定員充足率0.26倍と、定員割れとなった。

大学院では、令和2(2020)年度の入学試験の志願者は9人（募集人員12人）、入学者は8人であり、概ね適正なものとなっている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項への掲載、定期的実施しているオープンキャンパスを通して、受験生、保護者、高校関係者を含めて周知していくことに引き続き努めると共に、本学のアドミッション・ポリシーに、より合致した学生を確保できるよう、入試方法も適宜見直していく。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持については、入試判定会議及び学部教授会又は大学院研究科委員会で合格者を判定する際に各入学試験区分の募集定員を必ず確認のうえ、辞退者数及びその割合を過去のデータを基に予測し、適切な学生受入れ数になるように合否のボーダーラインを審議、設定している。その結果、令和2(2020)年度の入学試験（令和3(2021)年度入学者選抜）における入学定員超過率については、保健医療学部では、看護学科の入学生が81人、リハビリテーション学科理学療法学専攻の入学生が43人、リハビリテーション学科作業療法学専攻の入学生が41人、計165人（定員160人）で1.03倍であり、適切な学生受入れ数を維持できている。一方、薬学部については、入学生が34人（定員130人）で0.26倍といった結果であり、定員を下回った主な原因として、コロナ禍の影響で文部科学省による学部設置認可が大幅に遅れて10月23日となり、このため認可後まで学生募集要項の公表を含めて入試広報活動が全くできなかったことが大きな要因として挙げられる。この時期には各高等学校において指定校推薦枠を利用する学生はすでに確定しており、指定校推薦の時期を逸していたが、本学薬学部の学校推薦選抜試験の定員枠を当初計画した65名として募集したため、結果的に推薦選抜枠をほとんど充足することができなかったことも一因となっている。次年度以降は適切な時期に推薦選抜のための指定校の選定と高校訪問による薬学部の認知度向上を図るとともに、オープンキャンパスや入試説明会の開催、各種入試関連雑誌・新聞やWEBを通じた入試広報活動などの対策を講じ、定員の確保に努めていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学部での学生への学修及び授業の支援に関しては、教務委員会及び学生支援委員会並びにチューター・担任制度、オフィスアワー制度を中心にして、また学年別ホームルームなど全学的に取り組んでいる。成績不振の学生に個別の面接・支援・指導をチューター、担任・副担任その他の教員が綿密・頻回に行っている。家庭の事情、経済状況など学修に係る事柄では教員と事務職員が協働し、更に課題に応じて全学的に解決に取り組んでいる。

また、令和元(2019)年末から海外において新型コロナウイルス感染が発生し、令和

2(2020)年度はその感染対策のため行動の制約（緊急事態宣言など）があった中で、前期はゴールデンウィーク後からmanabaによるWEBのガイダンスを実施しWEBで授業を開始した。6月から一部対面授業を再開し、7月からは1コマ45分の短縮授業ではあったが、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら対面授業を再開した。後期も引き続き感染対策を徹底しながら、ほぼ平常通りに授業を実施した。

以下に具体的な学習及び授業の支援について説明する。

(ア) 入学前教育

入学後の学修を円滑にすすめていく目的で、保健医療学部では、総合型選抜及び学校推薦型選抜の入試合格者135人に対して、薬学部では全入学者34人に対して、基礎的な知識の修得と、大学での学習にむけた動機付けを図った。

1) 保健医療学部

2 学科共にインターネットを介した通信教育を行い、学生各自の学習進度に合わせて担当教員が各学生に対してWEBによって指導する体制を採っている。そのほか、各学科専攻でオリジナルの課題を準備している。看護学科では、大学教養基礎講座「医療学生のための国語力入門」の課題提出、添削指導等による通信教育（10回）と、大学での学び方のミニ講義や仲間づくり等を来学で1回実施した。作業療法学専攻では、入試合格後から入学までの期間に力を入れて行った活動体験を、入学後に提出させ、自己の啓発的認識を高めさせ、大学教育に適切に導くようにしている。理学療法学専攻では、入学後の大学教育へのスムーズに導入ができよう、課題図書感想文提出や、今後使用する漢字語句の学習を課している。

2) 薬学部

特に重要な「英語」、「数学」、「化学」、「物理」及び「生物」について、オンライン講座を各8回開催し、配布教材を用いた学習とともに、各回での確認テストを行った。また、講座終了後には、担当教員によるフィードバックと総括として双方向オンライン授業を実施した。

(イ) オリエンテーション

1) 新入生オリエンテーションは、医療系大学における医学・医療における膨大な知識の理解と記憶が必須の基本となることから、意欲と希望を実現する大学生活への円滑な移行を支援するため、十分な計画立案のもと、教員と職員が協働し準備していた矢先、新型コロナウイルス感染症対策で入学式、対面によるガイダンスが中止となった。学生生活全般、図書館やパソコンルームなどの学習支援施設、本学独自の奨学金、4年間における授業の構成と相互関連、履修登録など学修に関わること、健康管理（健康診断、予防接種、保健・医療受診）、学生保険、将来の実習で接する患者及び自身の生活安全についてなど、manabaを用いたガイダンスを実施し、随時、学修及び学生生活に必要な情報を提供している。

2) 在学生オリエンテーションもまた、manabaを用いて教員と事務職員が協働し、各学年開始時に実施し、履修登録、学生生活等について具体的方法・注意点を説明している。なお、履修登録は、緊急事態宣言のため大学への登校ができなかったため、manabaを用いた履修登録を実施し、学生が確認する方式をとった。学生生活等について成果をあげるための具体的方法・注意点を述べる。

(ウ) 年間を通じた学修支援

看護学科は20人程度に2人のチューター、リハビリテーション学科は担任1人並びに副担任1人の教員を配置して、事務職員との協働により、履修科目登録・履修状況、経済を含む家族的事柄、奨学金、アルバイト、学修、学生生活、健康などについての悩み相談、成績不振に潜む学習障害の問題、心身の障害を持つ学生に対する学習の支援、休学、復学、退学、その他の広範囲な事項に渡って、学修支援と学生生活支援を常時行っている。特に1年生に対しては、定期的な個別面談や週1回のホームルームを実施して学修生活面に関する支援に努め、同時に教員は学科・専攻別に定期的に会議を開催し、全教員が適宜問題を共有し、連携協力して解決に当たっている。

また、成績不良者の保護者を対象に、必要に応じ電話での連絡や個別面談を実施し、教員及び事務職員と保護者との連携による支援にも努めている。

(エ) 相談室（カウンセリング室）の設置

様々な悩みを抱える学生に適切な支援を行うため相談室(カウンセリング室)を設置し、学業や友人関係、教員との関係、健康、将来の目標など、多様な相談に応える体制を整備している。令和2(2020)年度の相談は、21件（うち6件は教員からの相談）であり、相談内訳は「心理・性格」、「健康」、「学習」、「進路」、「家族」、「金銭」など様々であった。学生の休学や退学に対しては、そうした事態に至らないよう、必要に応じカウンセラーによるカウンセリングを提案し、教職員が相談室と密に相談しながら指導にあたるなど、対応に努めている。

(オ) シラバスの充実

学部においては、教務委員会を中心にシラバス作成基準を作成し、教務委員会と科目責任者が協働してシラバスを作成し、学生への学修情報提供を行っている。全ての授業科目について、到達目標、事前・事後学習の内容、課題に対するフィードバックの方法、及び成績の評価基準を明記したとともに、令和2(2020)年度からディプロマ・ポリシーとの関連を明記するようにして、学生がシラバスを参照することで学業が円滑に進められるように整備した。また、アクティブ・ラーニングの内容と方法についても明記し、授業方法がイメージしやすくなるようにした。

大学院においても、全ての授業科目において、授業概要、到達目標、詳細な授業内容と担当者、評価方法と評価基準を明確に示している。

(カ) 初年次教育

大学での学び方と学修に必要なツールの活用方法を修得させることを目的に、新入生の学習ガイダンスを実施している。

看護学科は新カリキュラム2年目で、「看護基礎ゼミ」という科目で初年次教育を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急事態宣言で登校できない間は、manabaを活用し、大学生としての心構え、大学生の知っておくべきマナーについて講義した。更にmanabaのプロジェクト機能を使って、学生間の自己紹介を行った上で、課題レポートを作成するための工夫やテーマ選定について、グループごとのディスカッションを通して学修を深めた。「看護基礎ゼミ」としての最終成果物である課題レポートをmanaba上に提出してもらい、学生間で意見交換し互いの評価を行った。「学士力、大学で看護を学ぶ意義について」をテーマとして対面講義を行い、看護をめぐる

社会の現状について教授するとともに、看護学生としての自覚を促し、卒後のキャリア開発も含めて講義した。また、学生生活を送る上で重要となる図書館の利用方法や文献の活用について、図書館司書による講義を行った。

リハビリテーション学科では、学科の教員が、大学での学修の仕方、パソコンやインターネットの利用方法や注意点、図書館の利用の仕方等の初年次教育を丁寧に行っている。

(キ) 学年別実習ガイダンス

看護学科では各学年次の臨地実習前に実習ガイダンスを実施している。臨地における学修の心構えと学び方、関連するルールについて看護学科独自に作成した臨地実習ガイドラインを用いて説明し、学生が学修目的の到達を目指して実習に向けて準備することを支援している。教員は教育目的・目標、単位認定、学修者としての基本的な姿勢とルール、健康管理、災害発生時の対応等に加え、看護学科で新たに作成した「看護学実習における COVID-19 感染対策マニュアル」を活用し、感染予防対策を徹底して臨床実習に臨むこととした。新型コロナウイルス感染症が発生した場合（疑いを含めて）に備えてのフローチャートについては、説明を丁寧に実施している。

リハビリテーション学科では、理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに、各学年の担任、副担任が定期的にホームルームを開催し、医療人を目指す学生としての生活態度から学修姿勢や、臨床実習に向けたガイダンスを実施している。実習ガイダンスでは、1年次の見学実習、3年次の評価学実習、4年次の「総合臨床実習Ⅰ」及び「総合臨床実習Ⅱ」に向け、各臨床実習の学修目的、学内教育との関連性、単位認定と評価方法、医療現場での心構え、情意レベル・精神運動領域等の他に感染予防を含めた健康管理、リスク管理について説明し、実習施設への交通定期券の申請方法などを解説し、臨床実習が所期の目的を達成できるよう学生支援を図っている。

事務職員は、実習場への通学定期等の証明書や承諾届に関する説明を実施し、実習が円滑に行われるよう支援している。

(ク) 休学者、退学者への指導

休学者はその兆候を受講態度、授業欠席、試験不合格などで示す場合が多く、教員間の意思疎通を密にし、早期に兆候をつかみ、チューター、担任・副担任教員が中心になって学生との個人面談や保護者との三者面談を行い、必要に応じて科目担当教員、学科長、専攻長も面談を複数回おこない、必要時はカウンセラーによるカウンセリングを提案し、密に相談・指導し休学に至らないように努めている。しかし休学が現実となる可能性の高まりに応じ保護者との面接を行い、学生の真の希望に沿って、奮起して学習の継続をするか休学するか意思決定をすすめている。話し合いの結果、休学ではなく進路変更に至る際には退学となる場合もあるが、一連のプロセスに事務職員も適宜加わり協力して対応し、可能な限り入学時に抱いていた医療職に就きたいという思いを実現すべく、学生を卒業まで導くよう努めている。

休学者や退学者については、教授会において慎重に審議しており、その際には、チューター、担任教員から、作成された報告書に基づき、経緯等を報告することとしており、その後のきめ細かな指導等に役立っている。休学期間終了に伴う復学、進路変更等は、学生と保護者の意思を尊重して対応している。

(ケ) オフィスアワー制度

各授業科目に関する相談は、全教員が、各々シラバスに記載したオフィスアワーをもとに学生に対応している。

(コ) 出欠席管理

出欠席管理システムを導入し、これにより学生の授業への出席状況を把握している。欠席が多くなることが、学生の休学、退学に繋がることもあるので、これらの学生を呼び出し、面談を行い、休学、退学に進行しないように教員と事務職員が協力して対応を行っている。

(サ) 国家試験対策支援

看護学科は、1年次は9月に国家試験の重要性についてガイダンスを行った。2年次は学生が自身の知識レベルを知り国家試験の意識高揚と学習計画の基礎固めを目的に、業者模試を2回(12月・2月)実施し、2月の模試で正答率の低かった問題の振り返りをmanabaでレポート提出させ、チューターが指導した。3年次は業者模試を2回(8月・2月)実施し、更に2~3月の期間に国家試験に準じた問題を週に10問×6週間実施し、問題の振り返りをmanabaでレポート提出させ、チューターが指導した。4年次は、国家試験対策ガイダンスを2回(6月・9月)、業者模試を7回、国家試験対策講座を16コマ、解剖学担当教授による特別講義を12コマ、看護学科教員による特別講義を18コマ実施した。また、学修支援が必要な学生を中心に、12月から1月にかけて特別講義を企画・実施した。

リハビリテーション学科理学療法学専攻は、1年次は成績不良者にフォーカスし生理学、解剖学の自己学習用のテキストを配布しフォローした。2年次は専門科目が増えたことで講義内に国家試験の過去問題に触れながら年度末に3年次と同様の専門基礎科目の模試(解剖学・生理学・運動学)を実施した。3年次はゼミ形式の学習と担任による過去問題の解答、2月末に業者の基礎模試(解剖学・生理学・運動学)を実施した。4年次は臨床実習終了後、業者による特別講義(解剖学・生理学・運動学・臨床医学)を受講し、業者による模試と過去問の計15回実施し、ゼミ単位で学習フォローを行い、成績不良者には集中し対応した。

リハビリテーション学科作業療法学専攻は、1年次・2年次は三科目模試を2月に実施、毎週1回実施するホームルームにて、クラス担任を中心に学生の資質向上を図るため、自学自修の勉強会を実施し、結果のフィードバックと個別対応を行った。3年次はゼミ形式の学習と担任による過去問題の解答を行い、業者の専門基礎科目模試(解剖学・生理学・運動学)とオリジナルの業者模試を実施した。4年次は夏合宿にて、基礎科目(解剖学・運動学・生理学)の強化を行い、成績に対応して臨床医学についても学習を促した。臨床医学は11月末を到達目標とし、その後は専門科目と基礎科目を並行して学習する指導を行った。指導は個別担当制を導入し、進度や学生のレベルに応じた対応を行い、週に1回の国家試験担当者のミーティングで情報共有を行った。模擬試験はオリジナル模試10回、全国模試3回実施し、学生との個人面談時に到達度の確認、フィードバック、学習の疎外因子の確認を行った。

国家試験結果(新卒者)は看護師合格率95.8%(91/95人)、保健師合格率92.3%(12/13人)、理学療法士合格率94.4%(34/36人)、作業療法士78.4%(29/37人)であ

った。合格率が全国平均を下回った試験もあり、成績不良など支援が必要な学生を早期に把握し、大学での個別指導を徹底していくとともに、保護者の理解と協力を得るための面談も実施し、合格率 100%を目指した対策を強化していく。

(シ) 保護者懇話会・個別相談

看護学科では毎年度、1～4年生の学生と保護者を対象に、大学祭の看護学科教員企画として、教員と職員の協働により、保護者懇話会及び個別相談を実施し、看護学科の教育の方向性や考え方について保護者の理解を得るとともに、大学生活や学業上の課題等について保護者と教員が共有し、より質の高い大学教育の実践に向けて意見交換を行っていたが、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により大学祭とあわせて中止とした。また、リハビリテーション学科でも、大学祭に合わせて保護者懇話会の案内を送付し、学科の教育方針の共有と各学年の担任による個別面談を継続的に行ってきたが、令和 2(2020)年度は、同様に中止とした。

大学院における学修支援では、適切な研究領域の選定と学生の研究遂行を指導する研究指導教員の配置を行っている。具体的には、入学試験受験申込前に指導を希望する教員との直接の事前受験相談を経て、受験時に学生の研究領域の選択を行うことを原則としている。事前受験相談では、以下に提示しているとおり、学生が学びたい研究内容と指導を受けたい教員の専門領域との一致性や、その指導教員の研究指導方針及び方法を学生へ説明し確認を行い、入学後のミスマッチを防いでいる。

<事前相談内容>

- ・ 大学院で学びたい研究内容やテーマとその研究指導教員の専門領域の一致性
- ・ 研究指導教員の研究指導方針及び方法
- ・ 研究指導教員の授業時間帯や必要となる出席時間数の目安
- ・ 履修の全体的なイメージ
- ・ 在職者であれば、勤務と受講の両立の可否
- ・ その他本大学院に関わる事項

この事前受験相談時に調整した学生の研究の方向性と受験の際の面接試験内容を充分考慮し、各教員の研究分野との適合性も鑑みて、常に適切な研究指導教員と副研究指導教員とをそれぞれ配置するように取り組んでいる。研究指導教員は、研究課題の選定及び研究計画書の作成から修士論文作成までの全ての過程に対して指導責任を持ち、副研究指導教員は、研究指導教員と連携を取りながら、履修指導及び研究指導を補助する。更に、研究指導教員の役割を、

- ① 学生と協議し研究課題を設定する。また、研究・教育に必要となる授業計画や研究の基盤となる専攻共通科目など個々の学生の目的に適した授業科目が履修できるように助言、指導をする。
- ② 研究計画を学生と検討して、教育研究計画を立てる。
- ③ 学生の理解度、進行度等について学期ごとに評価を行う。
- ④ 副研究指導教員と協力して特別研究の指導を行う。
- ⑤ 修士論文の執筆要領、論文完成までのプロセスを学生に示し、かつ研究過程において適宜指導を行うことにより、学生が将来、高度専門職業人として、自らが独自の研究を

推進できるよう配慮する。
と定め、緊密な学修支援を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

平成31(2019)年4月の大学院開設後2年目であり、TA制度はまだ設けていない。学修の進まない学生に対しては、担任教員、チューター教員、科目担当教員、専攻長、学科長が連携し密に学修支援を行っている。個々の学生に応じた指導が重要であり、専攻・学科ごとの教員会議にて各学生の課題、その背景などを十分に検討した上で、各役割担当と連携し、学生への支援及び指導を行い、その反応を分析し、解決に努めている。

心身に障がいのある学生への支援は、チューター教員・担任教員、保健担当教員及び学生支援委員会委員が協力し行っている。心身の理由により学生生活を送る上で不安なことや配慮が必要なことの有無について、チューター教員・担任教員が入学時初回面接時に全学生に聴取し状況を把握し、申出のあった学生に対しては、チューター教員・担任教員と学生支援委員会委員や保健担当教員が連携して、支援策を講じている。実例として、外科的手術等を余儀なくされ歩行障害を来した学生に対して、最寄駅からのシャトルバスや学内エレベータの利用、更には教室での机、椅子の調整(出入口近くへの配置)などの配慮し、卒業まで支援を行った。また、同級学生らには障害の共有や教育のインテグレーションについて実践的説明をし、リハビリテーション・マインドの萌芽を促した。

大学院では、研究指導教員と学生は共に年度初めに2年間の授業科目と履修計画を相談しながら作成している。令和2(2020)年度は、コロナ禍における登校制限及び臨床研究フィールドにおける活動制限などを余儀なくされたため、Zoomなどを活用した面談を行い、コロナ禍による研究活動の制限や学修環境の変化など身上把握をした上で、個々の学生の学修環境に応じたきめ細かい指導を行った。具体的には、臨床研究データ数の不足に対して、ナラティブな論理的思考による論文校正への変更を指導し、研究計画の一部変更を学生とともに検討するなど、学生が従前のように実践的及び論理的アプローチを経験し、学究的視点を養えるように配慮した。また、昼夜とも適切な日・時間帯にZoomなどを活用した遠隔研究指導を行うと定め、研究指導教員は、学生の修士論文研究開始までに授業科目の進捗状況や問題点について、定期的に学生と話合いの機会を設けた。なお、問題がある場合には、研究指導教員が組織的に個々の学生の必要に応じて、自発的な成長支援を行う。その他、社会人学生とのコミュニケーションは、インターネットなどを通じて密に行うことで、学生からの履修上や研究上の相談にきめ細かく対応すると定めている。更に、大学院での学修を希望する社会人学生の学修機会を拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修して学位が取得できるように、大学院設置基準第15条による長期履修制度を採用している。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

学部では、学生への学修及び授業の支援に関しては、教務委員会を中心に、教員と職員が協働して全学的にとりくみ、個々の学生に対するきめ細かな支援・相談は、学科内の教務委員会委員を中心に、各チューター、担任・副担任が対応していくため、これからも学科会議・専攻会議で十分に情報を共有し、チューター、担当教員とも情報共有を行って、

学生支援の質をより高めていく。各科目の学修の進め方の詳細はシラバス及び授業概要に、具体的に授業概要、到達目標、講義日程、単元、単元ごとのテーマと内容、事前学修すべき事と要する時間、事後学修すべき事と要する時間、評価方法、教科書、参考図書、オフィスアワー、留意事項にわけて明示し、毎年必要に応じて改定しているが、今後も必要に応じて改善する。

2 学科ともに4年次の国家試験合格を目標として、1年次より順次計画的に模試を受験させることにより、国家試験受験に対する意識を持たせると共に、結果についてはきめ細かい指導を行い、学習効果を上げるよう今後も改善を続けていく。

大学院では、研究指導教員が中心になって、入学前ガイダンス、研究課題の決定、研究計画の立案及び指導、研究の遂行、修士論文の作成を支援する体制を構築しているが、完成年度の令和3(2021)年3月以降に、改善・向上方策の検討を行うこととしている。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己評価

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、「①保健医療に関する高度な専門知識と技術を教育する。②他職種と連携し、チーム医療を推進することにより、人々の多様なニーズに適切に応えることのできる、豊かな人間性を備えた人材を育成する。③主体的に行動し、社会の変化に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成する。」を保健医療学部の教育目的とし、入学してきた学生を4年後に国家試験に合格させ、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士の資格を取得させて、それぞれが目標とする職業に就かせることを目指している。

そして、実習は大学を卒業すると同時に医療職に就く際の社会的、職業的自立に大きく影響を与えるものであり、学生が外部の実習施設において実習を行うことは、学生自身の職業観、倫理観を育成するためにも重要なカリキュラムの一つであり、本学では実習もキャリア教育の延長上にあるものと捉えている。

また本学の設置母体であるふれあいグループでは多数の病院や介護老人保健施設等を擁しており、実習施設及び就職先の選択肢を多く確保するという2つの側面からも、親身なキャリア形成支援の体制を確立できている。

こうした環境は整備していたものの、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策強化のため、計画を大幅に変更しての実施となった。看護学科では、臨地実習の学修効果は大きく、重要な学修手段である。全国の多くの看護系大学が臨地実習の実施に苦慮していた中、実習を行うために実習体制や実習期間、方法を検討することで、臨地での実習を行った。臨床現場での体験ができたことにより、実際の患者に看護師とともに看護ケアを体験できたので、学生への職業的自立の一助となった。臨地で実施できなかった実習

内容については、その内容を補完するために学内実習を実施した。また、一部の实習では全ての内容を学内実習に切り替えて実施した。リハビリテーション学科理学療法学専攻と作業療法学専攻も同様に、基本的には学内代替演習に切り替え、例えば作業療法学専攻では、全教員が3、4名の学生を臨床実習指導者として担当し、動画や写真など資料を活用しながら、模擬患者を実習担当症例として実際の実習と同様の実習内容を含ませた演習を行った。

臨地実習の概要（看護学科）

実習科目	学年	単位	実習施設
基礎看護学実習Ⅰ	1年次前期	1	病院（短期集中型にて実施）
基礎看護学実習Ⅱ	2年次前期	2	病院（短期集中型にて実施）
成人看護学基盤実習	2年次後期	1	学内で実施
成人看護学実習Ⅰ（急性期）	3年次後期	3	病院（短期集中型にて実施）
成人看護学実習Ⅱ（慢性期）	3年次後期	3	病院（短期集中型にて実施）
老年看護学実習Ⅰ	2年次前期	2	病院、介護老人保健施設等 （短期集中型にて実施）
老年看護学実習Ⅰ	3年次後期	1	病院、介護老人保健施設等 （短期集中型にて実施）
老年看護学実習Ⅱ	3年次後期	3	病院、介護老人保健施設等 （短期集中型にて実施）
小児看護学実習	3年次後期	2	病院、幼稚園（短期集中型にて実施）
母性看護学実習	3年次後期	2	病院（短期集中型にて実施）
精神看護学実習	3年次後期	2	病院、社会復帰施設 （短期集中型にて実施）
在宅看護実習	4年次前期	2	学内で実施
統合実習	4年次前期	2	学内で実施

臨床実習の概要（リハビリテーション学科）

実習科目	学年	単位	実習施設
【理学療法学専攻】			
見学実習（理学療法）	1年次前期	1	病院
評価学実習	3年次後期	4	学内代替演習
総合臨床実習Ⅰ（理学療法）	4年次前期	7	学内代替演習
総合臨床実習Ⅱ（理学療法）	4年次前期	7	学内代替演習
実習科目	学年	単位	実習施設
【作業療法学専攻】			
見学実習（作業療法）	1年次後期	1	学内代替演習
検査・測定実習	3年次前期	2	病院

評価実習	3年次後期	4	学内代替演習
総合臨床実習Ⅰ（作業療法）	4年次前期	8	学内代替演習
総合臨床実習Ⅱ（作業療法）	4年次前期	8	学内代替演習

卒業までのキャリア支援の方針・方法等については、大学全体で段階的に整えている。教育課程もそのように編成しており、キャリア支援に直接繋がる科目として上記実習科目に加えて看護学科では「キャリア形成論」、「インターンシップ」を設けている。両科目とも、専門科目や実習で学びを積んだ学生が、職業選択や専門職として将来を展望できるような学修内容となっている。

「キャリア形成論」は、広い専門分野での経験を有する教員からキャリア理論・キャリア発達などの理論や、学生自ら自己概念を明確化し、キャリアデザインを描き、プレゼンテーションを行うまでの学修をする。

「インターンシップ」は、学科長を責任者とし教授数名が加わり、アクティブ・ラーニングを中心とした授業構成にしている。インターンシップ体験を活かし、自らの職業選択に繋がる学修をする。

また、キャリア支援センターを設置し、進路についての個別相談や履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接等の支援など体制整備を行い、前述の取組みが円滑に実施できるように、協力体制を構築している。

なお、就職・進学に対する相談・助言は、これまでチューター・クラス担任において行ってきたが、キャリア支援センター担当の教員との連携により、更にきめ細かな指導を実施し、前述の取組みが円滑に行える体制を構築している。

(3) 2-3の改善・向上計画

本学は平成27(2015)年度開学以降、キャリア支援の体制を整備し、学生一人ひとりに対し教育課程の内外において就職に向けたきめ細かな指導や支援を実施してきた。

4年次の国家試験合格による志望の医療機関に就職することを目標として、1年次より順次計画的に模擬試験を受験させることにより、自学自修の姿勢と国家試験受験に対する意識を持たせると共に、学習効果をあげるよう今後も続けていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【学生支援委員会、事務部学生支援担当、チューター・担任等による支援】

本学では、全学的に学生を支援する機関として学生支援委員会、事務局の学生支援担当が担当している。看護学科では学年別のチューター制、リハビリテーション学科では学年別のクラス担任制で教員を配置し、各学科の教育目的・目標の到達を目指して入学から卒業までのきめの細かい継続した修学・学生生活等の支援を行っている。また、全教員がオフィスアワーを設け、教員が学生の質問や相談に積極的に対応している。実施曜日や時間帯等は、シラバスなどで周知している。

事務局の学生支援担当職員は、日常的な学生生活に関する業務を担当している。窓口対応時間は原則、平日の 8:50 から 17:00 までとし、主な業務は次のとおりである。

- 1) 学生の在学証明書、成績証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、通学証明書、学生旅客運賃割引書等に係る発行に関すること
- 2) 学生証の発行に関すること
- 3) 学生生活、生活指導に関すること
- 4) 施設使用に関すること
- 5) クラブ等設立等に関すること
- 6) 提携寮に関すること
- 7) 学生の保険に関すること
- 8) 奨学金に関すること
- 9) 就職、進学に関すること

これらに加え、令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応も行っている。

【健康管理、医務室、相談室、ハラスメント相談等】

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談については、学校保健安全法に基づき健康診断を実施しているとともに、医務室を設置し学科ごとに担当教員を決め、救急措置等の対応を行っている。また、カウンセリング室（学生相談室）を学内に設置し、月 1 回事前予約制で、カウンセラーが心身の悩みなどに対応している。更に、学生が体調を崩した場合には、大学に隣接する関連病院を即時利用でき、必要に応じ専門的なサービスを早急に受けることが保障されている。

なお、学内でのルールやマナー意識、SNS の正しい利用の仕方等についてオリエンテーション等で注意喚起を含めて指導すると共に、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応を目的とした組織としてハラスメント防止委員会を設置し、防止規程を定め、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則を厳守しながら相談に対応している。

また、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、健康チェックシートの作成、医務室の増室、手洗いなどの感染対策防止のビデオ講習実施などを行った。

【経済的な支援】

学生の経済的な支援策としては、ふれあいグループが運営している奨学金・修学資金がある。本制度の利用を希望し選考基準に適合する学生に対しては、月額 50,000 円若しくは

30,000円が奨学金として支給されると共に、更に希望する学生には修学資金として月額30,000円が貸与される。その他学外奨学金として日本学生支援機構奨学金を活用している。

〔令和2(2020)年度実績〕

1) ふれあいグループ

区分	人数
ふれあい奨学資金	169人
ふれあい修学資金	74人

2) 日本学生支援機構

区分	人数
第一種奨学金	97人
第二種奨学金	167人

また、令和2(2020)年度から開始された国の「高等教育の修学支援新制度」については、学校法人において規程など支援手続を定め、本学では入学金減免21人、授業料減免前期53人、同後期50人、給付型奨学金支給54人の支援を得ることができた。

加えて、日本学生支援機構による「新型コロナウイルス感染症対策助成金」を活用し、学生生活を送るための食費として、本学学生食堂だけでなく、ふれあいグループの実習施設でも利用できる食券2枚を全学生703人へ配った。

【課外活動への支援】

学生の課外活動として、例年だと大学祭とクリスマスキャロリング、オープンキャンパス補助、サークル活動が行われていたが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな制限を受けた。

(ア) 大学祭

大学祭は毎年秋に開催し、学生を中心とした大学祭学生実行委員の主体的な活動を学生支援委員会の教職員が支援し、打合せや広報、衛生管理等について助言などの支援を行っていた。令和2(2020)年度は11月に2日間の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止とした。

(イ) クリスマスキャロリング補助

1年次の学生で希望者が担当し、ハンドベルの演奏など施設訪問する行事であり、施設入所者の方々から好評で、医療人を目指す学生にとって貴重な体験の場となっていた。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大から中止となったが、1年生が1人1枚ずつクリスマスカードを作成し、5つの関連施設へ送付した。各施設からは、お送りしたカードを展示した写真を添えられたお礼状が届いた。

(ウ) オープンキャンパス

学生の課外活動としてオープンキャンパスのスタッフを務めてもらっている。令和2(2020)年度は、5月・6月・8月2回・11月・3月の計6回を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため学生スタッフの配置は中止とし、教職員のみでの対応で5月を除く計5回実施した。本来であれば、スタッフには、各実習室で行う演習体験、キャンパスツアーの案内、個別相談、学生生活のトークライブ、受付・案内等を担当してもらう予定で

あったが、学生が関係する企画は実施できなかった。

(エ) サークル活動

サークルは令和2(2020)年度末時点で、下表の通り13団体(前年度から増減なし)が活動している。専任教員が各サークルの顧問となり、活動の指導を行っている。顧問については、毎年度最初の教授会にて承認を得ている。

Amigos(フットサルサークル)	BRAVERY(バドミントンサークル)	Track and Field サークル(陸上)
DANCE サークル	漫画研究サークル	軽音サークル
SUMS BBC(バスケットボールサークル)	湘南医療大学ボランティアサークル	ハンドメイドサークル
Sums Base Ball (野球サークル)	運動指導研究会	SUMS VOLLEY BALL CLUB(バレーボールクラブ)
ソフトテニスサークル		

【大学院】

大学院の学生は、本学に設置されている体育館、医務室等の施設を学部生と同様に利用することができる。学校保健安全法による定期健康診断により疾患等の疑いのある院生については、校医との面談を実施するとともに、嘱託医療施設である「ふれあい東戸塚ホスピタル」での診療の機会を確保する。また、校医、保健師による健康診断を学生の求めに応じて随時行い、カウンセリング室においては心身の悩みに関する相談に応じている。研究支援については、修士論文作成のために行う研究に対して、研究経費の一部を助成することを目的とした院生研究費を設けている。ほか入学金免除制度を設けているとともに、学生生活を支援するための院生支援担当職員の窓口対応時間を、平日8:50~21:30としていたが、新型コロナウイルス感染症に状況に応じ、窓口終了時間の順次前倒しを行った。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生生活に関する教員、事務での対応については一定の成果が上がっているが、学生の意見等の聴取や分析を積極的に行い、今後の学生生活全般の支援に繋げていきたい。

オープンキャンパスは、受験生が学校の雰囲気を感じとり、自分に合った大学であるかを知る機会になる。そのため、学生の参画のもと本学の特徴をわかりやすく伝えるようにする必要があり、また、医療職として多くのことを学ぶための心構えが持てるように、来年度以降もさまざまな工夫が必要である。

大学院の学生生活に関する教員、事務での対応については、社会人入学者が多く、限られた時間内での対応となっているが、ITなどの学習支援システムも上手く活用し、迅速に対応するように心がけている。今後は意見等の聴取や結果の分析を積極的に行い、学生生活全般における支援に繋げていく予定である。

また、学生が少しでも安心して学生生活を送れるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期する予定である。具体的には、アンケート調査、個人面談、健康チェック等を通じて、より詳細な生活状況や行動把握を行うことで、感染予防のための個別的な支援につなげていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、横浜市戸塚区上品濃 16-48 に位置している。

1) 校地

校地については、大学設置基準第 34 条（抜粋）において「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」、同第 37 条（抜粋）では「大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。」と定義されていて、これを本学に当てはめると本学の収容定員は 660 人であるので、基準面積は 6,600 m²となる。本学の校地は校舎等敷地が 33,423 m²、屋外運動場敷地が 1,253 m²、計 34,676 m²で、大学設置基準を満たしている。

また、運動場については、大学設置基準第 35 条（抜粋）で「運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。」とある。本学の運動場は校舎に隣接はしていないが近隣に設けており、学生の課外活動等に利用可能である。

2) 校舎

校舎については、大学設置基準第 37 条の 2（抜粋）において「校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあっては、別表第 3 イ又はロの表に定める面積以上（抜粋）」と規定されており、保健衛生学関係（看護学関係）で収容定員 400 人までの校舎基準が（収容定員 - 200 人）×992 ÷ 200 + 3,966（m²）= 4,660.4 m²（看護学関係を除く）、収容定員 400 人までの校舎基準が（収容定員 - 200 人）×1,157 ÷ 200 + 4,628（m²）= 5,322.2 m²と計算されるので、本学の基準面積は 9,982.6 m²となる。本学の校舎面積は 16,490 m²で、大学設置基準を満たしている。

校舎の施設については、大学設置基準第 36 条（抜粋）において「大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えると共に、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。」とある。

本学の校舎は理事長室、学長室、会議室、事務室のほか講義室が 17 室、演習室 11 室、実験・実習室 15 室、研究室、図書館、医務室等を設置している。講義室 17 室の内訳は大講義室 1 室、中講義室 7 室、小講義室 9 室、実験・実習室 15 室の内訳について看護学科は「臨床看護学実習室 1」、「臨床看護学実習室 2」、「栄養学実習室」、「基礎看護学実習室」を備え、リハビリテーション学科は、「発達・高次脳機能障害実習室」、「義肢装具兼障害者支援工学室」、「理学療法学実習室 1・2」、「作業療法学実習室 3」、「理学療法学実習室 3」、「評価実習室」、「作業療法学実習室 1・2」、「評価・測定・解析実習室」を備えている。また、学部共通の実習室として、「基礎医学実習室」及び「在宅・公衆衛生看護学実習室・日常生活活動実習室」を備えている。

各実習室の主な備品については次のとおりである。

臨床看護学実習室 2

アイレット保育器 C2000、産褥子宮触診モデル、妊婦腹部触診モデルⅡ型、バイタルサインベビーⅡ、幼児 5-6 歳モデル・リンゴちゃん

臨床看護学実習室 1

レザン with QCPR 全身スキルアップ、人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、CPS 実習ユニット、心電計、ベッドサイドモニター、AED レザン with QCPR 全身スキルアップ

在宅・公衆衛生看護学実習室・日常生活活動実習室

レザン with QCPR 全身スキルアップ、心電計、デジタル粉塵計、スポーツタイプ車椅子、電動車椅子、ポータブルスプリングバランス車椅子用、手動式リフト(セロハイトリフト 150)、環境制御装置

基礎看護準備室

プラマナーシングストレッチャー、小児用移送車(ストレッチャー)、看護実習モデルニューともこ、サモト気道管理トレーナー、人体解剖模型 女子 B-150 形、神経系・循環系・門脈系模型、脳模型 A 形、人体筋肉模型女子、下肢模型 D 型

基礎医学実習室

人体骨格模型 男子 SA-160 形、人体骨格模型女子 SW-170 形、日本人男性骨格分離複製モデル、日本人女性骨格分離複製モデル、スリム型薬品用冷蔵庫 人体解剖模型(足の筋内)、人体骨格模型(男子 SA-160C 形)

基礎看護学実習室

洗髪車、製氷機 350

評価実習室

視野計、電気刺激装置、アヒルガラス

発達・高次脳機能障害実習室

伝の心一式 16062001、車椅子シーティングバギー-Lサイズ一式、
車椅子折りたたみバギー、RV-pockets II、車椅子キック用リアルモジュラー式トライアングルティルト車いす、
ボールプールスイングサポートフレーム、上部幅 160cm スペースブロック 3 種セット、ラッサクッション 6 種 JAPAN、
感覚処理・行為機能検査 ABC セット

義肢装具兼障害者支援工学室

アライメント調節:大腿用アジャスタブルロック台座ブロック付き、下肢義足: 大腿義足、サイム義足
股離断義足:骨格構造式、足継手:エネルギー蓄積足部 FLX 足、大腿ソケット:全接着式、
膝継手:4 節リンク膝、膝継手:油圧式、標準大腿義足:殻構造式、
標準大腿義足:骨格構造式、肩義手:装飾用、肩義手:能動式、肩義手・肩甲鎖骨骨切除用、
肩義手・装飾用、肩義手・能動式普通用、上腕義手:能動式
下肢装具:長下肢装具、短下肢装具(金属支柱付き・Gait Solution・シューホーン)
上肢装具:手関節装具、手指用装具
体幹・頸椎装具:ミルウォーキー装具、ボストン装具、SOMI ブレイス、フィラデルフィア装具、頸椎カラー
自助具:各種

理学療法学実習室 1

運動負荷心電図測定装置、セントラルモニタ、モバイルエアロモニタ、テレマイオ DTS 一式 16 チャンネル、
医用トレッドミル、エルゴメーター、リカベンタイプ ストレングスエルゴ 240、
重心バランスシステム(重心動揺計グラビコダ)、バイオテックス、起立練習傾斜ベッド・チルトテーブル、
昇降式平行棒 標準型、昇降式平行棒 角型支持、歩行練習用階段、歩行練習用斜面階段、
移動式オーバーヘッドフレーム、肋木運動器、足関節矯正起立足板

基礎医学実習室

ポリグラフシステム(心筋動物実験機能付き)

理学療法学実習室 2

マイクロプロ、WEB 一式心電図 8ch のみ、ハイトロパックマル、半導体レーザー

理学療法学実習室 3

マイクロサマー、超音波治療器(インテクトモバイル US)、セララ、エジェクターバス上下肢用 渦流、
エジェクターバス上肢用 渦流、エジェクターバス上肢用 渦流・気泡、エジェクターバス上下肢用 渦流・気
泡、エレベール、ハイトロパングララー全身用

作業療法学実習室 1・2

マイコン電気炉、昇降式サンディングボードセット、粘土練り機 T-400 型ステンレス仕様

評価・測定・解析実習室

三次元動作解析システム(カメラ台数 8 台)

また、大学院の助産学領域では「助産学実習室」を設けて、演習及び指定規則の分娩介
助実習のシミュレーション教育を展開している。(主な備品は次のとおり)

助産学実習室

妊婦腹部触診シミュレータ、診察台、助産シミュレーターフルセット(分娩介助、妊婦内診、会陰裂傷縫合)、分娩台 ミニジョイLDR、アトメディカル ねたーブルDS-30(新生児処置台)、アトメディカル 保育器インキュ I 21572、NCPR モデル PLUS、シリコンサシテター新生児用

3) 設備

中講義室の1室にPCを学科定員数以上の台数(92台)を設置し、学生に対する情報処理教育を行っている。また、この講義室を月曜日から金曜日までの9:00から19:30の中で講義の無い時間には学生に自由に利用できるよう開放しており、学生は、講義での課題への取組みや自習に活用している。

コピー機は、売店前、図書館に各2機ずつ設置している。

教員には研究室に一人一台のパソコン及びプリンタを設置している他、学内に印刷室を設置し、教育研究に利用できる環境を整備している。また、事務職員についても、パソコンを一人一台貸与している。

また、学生用に1階にロッカー室を設け、学生1人1人にロッカーを割り当てている。実習先や医療職の現場でもロッカーは毎日使用することから、ロッカー及びロッカー室の整理整頓について各学期末に教職員がチェックを行い、指導を行っている。

シャワー室も設けており、特に夏季においては使用頻度が高い。皆が気持ち良く使用できるよう使用上のマナーを厳守するよう指導している。

1階には駐輪場も設けている。スペースは十分確保されており、希望する学生・教職員はルールを守って使用し、事故やトラブルがないよう管理している。現在のところ、学外周辺を含め所定の場所以外での駐輪は全く見られない。

食堂と売店を4階に設置しているが、食事時間帯の食堂利用者数はかなり多い。4階ロビーと食堂は、学生の憩いと交流の場としても機能している。

4) 図書館

本学の図書館は486.91㎡の面積をもち、閲覧室の座席数は176席を設置している。蔵書については、設置学部に関連する専門図書を中心にその他学術図書、視聴覚資料等を整備し、学生の学習環境支援を行っている。現在(令和3(2021)年3月末)、図書19,043冊、電子ジャーナル・データベース24種、視聴覚資料616点等を所蔵している。また、館内にはグループ学習室が2部屋あり、先生を交えた研究を実践するための利用、学生同士での学習等の目的で利用できるよう設置している。

また、図書館の利用可能な時間は、月曜日から金曜日は9:00～21:30、土曜日、春・夏・冬季休業日は9:00～17:00となっている。休館日は基本的には日曜日、祝日、その他に蔵書点検等のために臨時休館日を設けることがある(臨時休館日を設ける場合には、図書館のホームページ及びツイッターを利用して連絡をしている。)

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、臨時休館及び開館時間短縮並びに学外者の利用制限を行ったとともに、パーテーション及び消毒液・除菌シートの設置など感染拡大防止対策を講じた。また、図書館カウンターに入館者受付を設け、手指及び利用座席の消毒を促すとともに、館内人数の把握及び管理を行った。

また、図書館運営の改善を目的とした利用者アンケートを年度末に実施した。今後、その内容を踏まえ、サービスや利用教育、館内環境等の改善を図っていく。

5) 施設設備の適切な運営・管理

施設・設備を適切に運営管理していくうえで、適宜業務を外部業者に委託し、定期的に保守・点検及び清掃を実施している。主な保守・点検業務は、電気設備、消防設備、空調設備、昇降設備、給排水衛生設備で、その他に警備業務、廃棄物処理、校舎内外の清掃業務を委託し、教育環境の維持に努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア) 実習施設

本学は医療系の1学部2学科で構成される大学であり、多数の必修の実習科目を設けている。このため、各実習において、前述の多数の実習室を各科目履修者全員が使用して十分な学習効果を得られるように、指導を行っている。各科目の開講前後には、備品チェックと整理整頓を徹底している。

また、年に6回（令和2(2020)年度は5回）開催するオープンキャンパスにおいて、実習室を公開し、本学の教育研究の一端を体験してもらい、情報発信にも有効に活用している。

(イ) 図書館

本学図書館は、2学科の教育研究分野である看護とリハビリテーション関連の書籍を中心に、計画を上回る進捗で蔵書を増やしている。初年次教育に図書館の利用、文献検索を組み込むと共に、2年次と3年次の学生にも、同様に文献検索等のガイダンスを行い、その中で著作権や著書の引用等、論文作成に必要な知識も教授している。

図書館での学修、調査を含めた授業もあり、図書館を授業科目の学修効果向上に有効に活用している。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面講習のみではなく、クラウド型教育支援サービス「manaba」を併用しての文献検索や著作権、図書館利用教育も行った。

所蔵資料は、看護分野（3,596冊／前年度より195冊増）、理学療法分野（385冊／前年度より7冊増）、作業療法分野（462冊／前年度より188冊増）、薬学分野341冊、保健・医療分野8,619冊など設置学部に関連する専門資料を中心に、図書19,043冊（和書：18,006冊／洋書：1,037冊）、逐次刊行物323種（和雑誌：275種／洋雑誌：48種、前年度より17種増）、視聴覚資料616点（前年度より42点増）を収集し、整備している。認可申請時の所蔵計画では、図書10,300冊、学術雑誌120種を予定していたが、図書は8,743冊増、雑誌は203種増の所蔵となり、計画以上の資料所蔵数となっている。また、新聞3紙を購読し、要望に合わせて約1年分を提供できるように管理保管している。

学生の学習・研究サポートとしては、医中誌WEBやメディカルオンラインなどのデータベース（11種）を揃え、希望者には館内で利用できるパソコン（ノートパソコン含む）を提供し、検索やレポート作成を行える学習環境を完備している。

なお、図書館運営の改善を目的とした利用者アンケートを年度末に実施した。今後、

その内容を踏まえ、図書館がより有効に活用されるよう、サービス改善を図っていく。

(ウ) 研究室

大学院では、院生専用の研究室を整備している。研究室には個々の院生専用のデスクを置くとともに、パソコンを供与して研究が円滑に推進できるように配慮している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は1階及び4階出入口から建物に入ると、2基備えられたエレベータで1階から8階の全フロアに移動可能で、各階フロア内は段差がなくスムーズに移動できる。体育館と別棟への移動の際には、僅かな段差と開き戸の扉があり、他の者の助けを要するため、今後改善すべき課題である。多目的トイレは4階フロア内に設置している。

また、視聴覚障害者のための誘導ブロックや点字名盤等をはじめ、全ての階段に手摺を設けている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、学年単位で講義が構成されることが多いので、40人での受講を基本として、きめの細かい授業を実施している。ただし、科目の状況に応じて、適切な広さ、設備のある大きな講義室や、収容人数10人程度のカンファレンス室を使用することもある。

リハビリテーション学科の2専攻はいずれも1学年の定員が40人だが、看護学科は80人のため、看護学科では、必要に応じてクラスを2つに分けて授業を行い、少人数教育による高い教育効果を維持している。

臨地実習でも、1グループを適切な人数に収め、十分な指導、支援を行えるよう配慮している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等については、開学6年目でもあり、汚れ、破損等はほぼ見られないが、引き続き点検、清掃を実施し、教育環境の整備・向上に努める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する全学的な組織的対応として、平成 27(2015)年度より「FD ネットワーク つばさ」の授業評価アンケート及び学習成果等アンケートを実施している。各学期末の最終授業後に、授業評価アンケート及び学習成果等アンケートを科目ごとに履修者に対し実施し、前者はFD委員会が、後者は学生支援委員会が、取りまとめを行っている。集計・分析結果から、教員の授業状況だけでなく学生自身の授業への取組み姿勢についての把握にも努めると共に、今後の授業に役立てるために各担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。

また、第1期生が卒業した平成30(2018)年度から、卒業生を対象とした卒業時アンケートを、第6期生が入学した令和2(2020)年度から、新入生を対象とした新入生アンケートを実施している。卒業時アンケートでは、本学の教育内容や就職支援、就職先への満足度、大学入学後の知識・素養の修得度、キャンパスライフ、役に立った科目のほか、社会情勢に応じた設問を、新入生アンケートでは、本学への入学理由、アドミッション・ポリシーに対する認識、本学の魅力度(教育方針・カリキュラム、教員、就職など)、取り組みたいこと、大学生活での不安などの設問により、調査を行った。結果は学生支援委員会や教授会を通じて全学で情報共有し、本学の教育や学生支援の改善のための参考データとして活用している。

大学院では現状の学修支援で問題は生じていない。また、研究科FD委員会で、院生の学修及び授業支援に特化したアンケート調査を実施するなどして院生の意見を聴取し、改善できる点があれば速やかに改善していく体制を整えている。現在のところ、院生から教育体制に関する問題点の指摘を受けておらず、教育体制に関する問題は生じていないと判断している。また、病院等に勤務している社会人院生はコロナ禍における職場の感染予防対策を求められ、通学や演習上での制限が生じているが、個々の状況に応じた教育体制を整え対応している。なお、助産学領域の必修実習については、本学の関連グループ病院で、厳重な感染対策と学生の健康管理票をもとに管理して実施した。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談などへの対応としては、学部・大学院とも予約制をとり、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが来学した際に、健康、学修、進路、人間関係並びに学生生活等について、学生・院生のプライバシーに配慮した上で、定期的実施している。令和2(2020)年度は計4人の学生が利用し、内容として「健康」や「心理・性格」に関する相談が各3件と最も多く、次いで「学習」、「進路」、「家族」、「金銭」に関するものが各2件となっている。

経済的支援をはじめとした学生生活に係る意見・要望については、各学科でチューターやクラス担当が定期的に全学生と個別面談を行い、状況把握に努めている。また、本学独自のふれあい奨学金の受給者に対しても定期的に個人面談を行い、受給者の必修科目出席状況や成績チェックを行い、状況把握と個々人の状況に合わせた指導、支援を個別に行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、感染拡大及び長期化に伴う、生活や経済、健康面など、個別的な悩み事に対する相談支援の窓口として、神奈川県県央保険局が企画・

運営する「いのちほっとライン@神奈川」のリーフレットを食券販売機横に常置している。

なお、学生食堂と売店について、自由に意見を出せるように意見箱を設置している。

大学院では、研究指導教員と副研究指導教員の2名の教員が指導にあたる体制をとっており、経済的支援をはじめとした学生生活に係る意見・要望においても個別面談等を行い、学生の状況に合わせて支援を行っている。また令和2(2020)年度は学生便覧を見直し、心身に影響する可能性が高いハラスメントに関する項目を追加し、学生生活の充実に努めた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学科で全学生に対し定期的にチューター、クラス担任等による個人面談を実施しているが、前述の各種アンケートによっても、学生の学修に対する気持ちや学修環境に係る意見等も把握しており、同調査の集計・分析・検討結果を踏まえて、例えば長期欠席等の兆しが見える学生には早めに状況把握とフォローを重点的に行う等、学生の心身のサポートや経済的支援等も含めた多面的な学修支援に繋げている。

また、本学独自のふれあい奨学金の受給者に対しても定期的に個人面談を行うと共に、受給者の必修科目出席状況や成績チェックを行い、状況把握と個々人の状況に合わせた指導、支援を個別に行っている。

これらの個人面談の中で学生の意見・要望も把握し、適宜学科専攻若しくは学部全体で対応を行っている。更には、卒業時に改めて、教育内容の満足度や知識・素養の修得度などをアンケートにより把握し、学修環境の改善へと繋げるシステムとしている。

大学院においても、主担当教員及び副担当教員による個人面談を支援し、院生の意見・要望も把握し、適宜、大学院専攻全体で対応を行っている。

心身に関する健康相談などへの対応としては、学部・大学院とも予約制をとり、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが来学した際に、健康、学修、進路、人間関係並びに学生生活等について、学生・院生のプライバシーに配慮した上で、定期的に実施している。なお、学生食堂と売店について、自由に意見を出せるように意見箱を設置している。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生の学修状況及び学生生活の把握については4つのアンケート調査を通じて、学生の意見・要望の把握は個人面談を通じて、できている。アンケートの集計・分析は事務職員及び教員が行い、結果を踏まえて対応策に繋げている。アンケートの設問や分析、意見・要望の把握方法の改善を今後も継続していくとともに、この2年間実施できなかった本学独自の調査である「学修等に関する調査」を次年度(令和3(2021)年度)から再開する。

学生の健康等の相談は、カウンセラーによる相談を継続的に実施していくこととし、月1回のカウンセリング日を学内ホームページや案内掲示により、広く周知を図っていく。

大学院においても、院生の履修状況及び生活状況の把握については、個人面談を通じて対処できしており、特に健康相談はカウンセラーによる対応が機能している。今後、匿名性の高い紙面によるアンケート調査も実施する予定であり、引き続き院生の意見・要望の把握に努めていく。

なお、令和3(2021)年度においては、本学における新型コロナウイルス感染防止対策に関するアンケート調査も実施したい。

[基準2の自己評価]

本学では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーに沿って、学生受入から卒業認定に至るまで、国家試験合格並びに就職支援を含め指導していく体制を作っている。

講義についても学生への授業評価アンケート、学習成果等アンケートなどの活用による、講義内容の見直し等を含め、教育内容の向上に努めている。

学生の健康相談にもきめ細かく対応している。

施設、設備については開学して6年が経過したが、特に問題となるところは見当たらず、経年と共に出てくる問題点については、点検等も含め、維持管理に注意を払い、対応を迅速に行っている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的は、大学学則第 1 条に次のとおり定めている。

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

これを踏まえて、学部ではディプロマ・ポリシーを次のとおり策定している。

- ①看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、実践することができる。
- ②科学的根拠に基づき主体的に行動することにより問題解決に向けて実践することができる。
- ③相手を尊重し、他者とのコミュニケーションを通じて良好な関係を築いて発展させることができる。
- ④保健・医療・福祉・教育・産業等各界の関連職種と連携し、人々の健康に寄与することができる。
- ⑤幅広い教養と高い倫理観をもち、クライアント中心の医療を主体的に提供することにより地域社会に貢献することができる。
- ⑥卒業後も自己研鑽に努め、生涯にわたり自らの専門領域を実践し続けることができる。

大学院については、その目的を大学院学則第 1 条において次のとおり定めている。

湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

これを踏まえて、学位授与方針である大学院の共通科目及び専門科目のディプロマ・ポリシーを次のとおり策定している。（抜粋）

〔共通科目及び専門科目（各領域共通）〕

- ①専門知識・能力・研究分野以外の人間や社会の多様性への理解

学際的・多角的な視野に立ち、人文・社会・自然科学など幅広い学問の素養を基に、生命の尊厳を重視し、「保健医療学」に通暁し、高度専門職業人、研究者として社会的に貢献できる能力を有している。

②実践力・教育活用力

保健医療学分野において研究ならびに教育的視点を有する専門職として、地域連携できる現場での臨床実践者、あるいは保健医療関連の教育に携わる能力を有している。

③研究課題の発見、考察、設定、研究方法の構築

多様なニーズに基づき、各専攻領域に関わる諸問題・課題を独自に見いだして考察の上、自らの研究・課題を計画的に進め、諸課題を科学的に改善・解決する論理的思考、分析評価能力、及び論理的態度を備えている。

④管理・指導力

保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で高度専門職業人として協働し、患者の状況に的確に対応した医療を提供できる能力に加え、中心的役割を担える管理・指導能力を有している。

⑤コミュニケーション・表現力

研究者に求められる論理的なプレゼンテーション・コミュニケーション能力に加え、学術文献を活用して専門知識等を修得・理解することができ、論文作成・文章表現能力を有する。

⑥社会的な責任と倫理観

高度専門職業人に求められる豊かな教養と臨床に根ざした社会的な責任と倫理観を有している。

[特別研究科目（各領域共通）]

共通科目及び専門科目で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探究する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアに適應できる能力を修得する。更に、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。

これらのディプロマ・ポリシーは、本学ホームページにて公開しているとともに、学生便覧に掲載し学生へ周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学学則及び湘南医療大学授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）にそれぞれ基準を定め、これらに則り厳正に運用している。

(ア) 単位認定については、大学学則第 30 条に「授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。2 試験に関し、必要な事項は別に定める。」と規定しており、試験は定期試験、追試験、再試験の 3 種類となっている。

また、試験については、履修規程第 7 条第 1 項で「試験には、定期試験、追試験及

び再試験がある。」と規定され、追試験は同規程第 10 条第 1 項で「忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかつた者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。」と、再試験は同規程第 11 条第 1 項で「定期試験及び追試験で成績が合格点に達しなかつた場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験を行うことができる。」とそれぞれ規定している。

成績評価については、大学学則第 31 条にて「成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。」、履修規程第 9 条第 1 項で「成績はシラバスに定めた基準により判定する。」と規定されている。

成績評価については、学則第 31 条に基づき、以下の表のとおりであり、評点に対して、「グレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、不合格の授業科目も含めて、履修登録した授業科目のグレード・ポイントの平均（グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という。）を算出し、総合成績評価を行う。

評 価	評 点	グレード・ポイント G P	単位の授与
秀 (S)	90点～100点	4	授 与
優 (A)	80点～89点	3	
良 (B)	70点～79点	2	
可 (C)	60点～69点	1	
不可 (D)	59点以下	0	不授与
放棄(01)	受験資格喪失	0	評価対象外
放棄(02)	定期試験受験の放棄	0	
/	評価対象外	算定しない	

- ・ 秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)は合格、不可(D)は不合格とする。
- ・ 放棄(01)評価の授業科目及び放棄(02)評価の授業科目の登録単位数は、GPA の登録単位数に加算する。
- ・ 履修登録を取り消した場合、その授業科目は、/評価「評価対象外」とし、GPA には算定せず、登録単位数は GPA の登録単位数に加算しない。
- ・ 再試験において単位を授与する場合の評価・評点は可 (C(60 点)) とする。
- ・ 単位を授与されなかつた科目は、再履修することができる。

としている。

(イ) 進級については、履修規程第 14 条において「各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は学科で指定した科目の履修ができない場合がある」と定めている。

(ウ) 卒業認定については大学学則第 45 条で「本学（保健医療学部）に 4 年以上在学し、同第 27 条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。」と規定されている。そして、卒業に必要な単位数については同条「授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表 1 のとおりとする。」と規定されている。

別表 1 (抜粋)

看護学科卒業要件 (令和元(2019)年度以降入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	18 単位	15 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	21 単位	1 単位以上	22 単位以上
専門科目Ⅰ	13 単位		13 単位
専門科目Ⅱ	37 単位		37 単位
統合科目	19 単位	2 単位以上	21 単位以上
公衆衛生科目			
合 計	108 単位	18 単位以上	126 単位以上

看護学科卒業要件 (平成 30(2018)年度以前入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	16 単位	17 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	21 単位	1 単位以上	22 単位以上
専門科目Ⅰ	13 単位		13 単位
専門科目Ⅱ	37 単位	2 単位以上	39 単位以上
統合科目	13 単位	2 単位以上	15 単位以上
公衆衛生科目	4 単位	0 単位	4 単位
合 計	104 単位	22 単位以上	126 単位以上

リハビリテーション学科 (理学療法学専攻) 卒業要件 (令和 2 年(2020)年度以降入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	11 単位	16 単位以上	27 単位以上
専門基礎科目	34 単位		34 単位
専 門 科 目	63 単位	専門共通 2 単位以上 地域理学療法学 1 単位以上	66 単位以上
合 計	108 単位	19 単位以上	127 単位以上

リハビリテーション学科 (理学療法学専攻) 卒業要件 (令和元年(2019)年度以前入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	18 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	27 単位	2 単位以上	29 単位以上
専 門 科 目	61 単位	3 単位以上	64 単位以上
合 計	103 単位	23 単位以上	126 単位以上

リハビリテーション学科 (作業療法学専攻) 卒業要件 (令和 2 年(2020)年度以降入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	11 単位	16 単位以上	27 単位以上
専門基礎科目	34 単位		34 単位
専 門 科 目	61 単位	作業治療学 4 単位以上	66 単位以上

		専門共通 1 単位以上	
合 計	106 単位	21 単位以上	127 単位以上

リハビリテーション学科(作業療法学専攻)卒業要件(令和元年(2019)年度以前入学者)

区 分	必 修	選 択	卒業要件
総合教育科目	15 単位	18 単位以上	33 単位以上
専門基礎科目	27 単位	1 単位以上	28 単位以上
専門科目	61 単位	4 単位以上	65 単位以上
合 計	103 単位	23 単位以上	126 単位以上

以上の内容は、学生便覧及び前期・後期ガイダンス時において、学生に周知している。

大学院においては、単位認定基準及び修了認定基準を、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、大学院学則、湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程(以下「研究科履修規程」という。)及び湘南医療大学大学院学位規則にそれぞれ基準を適切に定め、これらに則り厳正に運用し、成績評価基準を設定している。全ての科目のシラバスで授業計画及び成績評価基準を示し、入学前の既得単位の認定基準を定めている。

なお、助産学領域については、上述した認定基準をもとに助産師の国家試験受験資格に必要な助産師養成指定所規則の必修科目 28 単位以上の取得により修了認定する。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化と、厳正な運用ができていたが、今後も医療界が求める人材を念頭に、必要に応じディプロマ・ポリシーの見直しを行い、それに併せて各基準の改正も検討していく。例えば、文部科学省が平成 29(2017)年 10 月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受けて、看護学科では新カリキュラムを策定し、開学 5 年目の令和元(2019)年度入学者から新カリキュラムを実施している。また、リハビリテーション学科では、厚生労働省が平成 30(2018)年 10 月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改訂を行ったことを受けて、新カリキュラムを策定し、開学 6 年目の令和 2(2020)年度入学者から新カリキュラムを実施している。

大学院においては、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学位授与を行うため、共通科目及び専門科目の履修状況、修士論文作成過程と論文審査基準の明確化及び学位授与に向けた厳正な運用について、検討を行っている。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学の理念、教育目的及び学部教育目的・目標を踏まえて策定したディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を看護学科とリハビリテーション学科ごとに策定し、学生便覧及び大学ホームページに公開して周知している。

1) 看護学科のカリキュラム・ポリシー

1. 「教育理念の醸成と看護観や倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。
2. 「豊かな人間性と人びとの健康課題を理解する」科目をおく。
3. 「看護の専門科目を学習し知識・技術を学ぶ」科目をおく。
4. 「専門的な知識と看護実践能力を養う」科目をおく。
5. 「既習内容を統合・発展させ応用力を養う」科目をおく。

2) リハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシー

1. 「教育理念の醸成と倫理的感性の涵養」を目的とした科目を基盤におく。
2. 「ひとや社会を知り、学際的思考を身につける」科目をおく。
3. 「理学療法・作業療法と医学の基礎を学ぶ」科目をおく。
4. 「専門的な知識・技術を養う」科目をおく。
5. 「実践力・応用力を養う」科目をおく。

なお、文部科学省が平成 29(2017)年 10 月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受けて、看護学科では新カリキュラムを策定し、開学 5 年目の令和元(2019)年度入学者から新カリキュラムを実施している。また、リハビリテーション学科では厚生労働省が平成 30(2018)年 10 月に理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改訂を行ったことを受けて、新カリキュラムを策定し、開学 6 年目の令和 2(2020)年度入学者から新カリキュラムを実施している。

大学院においては、大学院の目的及び 3 領域の教育目的・目標を踏まえて策定した学位授与方針であるディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーを次のとおり策定している。なお、ディプロマ・ポリシーと同様に、本学ホームページで公開しているとともに、学生便覧へ掲載し学生への周知を図っている。

ア 共通科目のカリキュラム・ポリシー

保健医療学の総括的なコンセプトの修得、多職種との連携能力、並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立てることを目的とし、看護職者やリハビリテーション従事者などの高度専門職業人として活躍する際に求められると想定され、保健医療に関する幅広い知識・技術の修得に基盤となる科目を開講する。

イ 専門領域科目のカリキュラム・ポリシー

3領域における、固有の専門的な科目を配置する。

専門科目は、相互の関連を常に意識した横断的な科目群の設定になっているため、個々の学生が選択した研究主領域の単位取得の他に領域を超えて、関連した科目の単位を取得することも可能とし、理論面の構築と高度の専門知識・技術を修得して、専門分野における優れた実践能力を身に付け、地域社会に貢献するために必要な科目を開講する。

ウ 特別研究科目のカリキュラム・ポリシー

修士論文に必要となる科目が配置され、選択した主となる研究領域科目にかかる研究成果を、修士論文として提出する。その後、修士論文は、関連する3名の教員によって修士論文審査会にて審査され、合格後、修士号が授与される。

「健康増進・予防領域」

健康増進・予防領域における保健衛生の課題を見出し、修士論文の研究指導を受けて、高度専門職業人としての実践能力の向上に貢献する保健医療学基礎研究・応用研究の基盤の修得を目指す。

「心身機能回復領域」

心身機能回復領域における医療技術の課題を見出し、修士論文の研究指導を受けて、高度専門職業人としての実践能力の向上に貢献する保健医療学基礎研究・応用研究の基盤の修得を目指す。

「助産学領域」

助産学領域における助産学の課題を見出し、修士論文の研究指導を受けて、高度専門職業人としての実践能力の向上に貢献する助産学基礎研究・応用研究の基盤の修得を目指す。

また、領域ごとのカリキュラム・ポリシーを次のとおり策定している。

「健康増進・予防領域」

高度専門職業人として、「健康増進・予防領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げる。演習科目では、在宅・公衆衛生学、女性保健学、生活支援医療学、精神保健医療学の分野における先行研究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究する。

1. 健康増進・予防領域を学ぶ上で必要となる健康衛生の動向やマクロ的なものを見方を学ぶ科目を置く。
2. 健康増進・予防領域に関わる理論面の構築と高度な専門知識・技術を修得する科目を置く。
3. 多職種連携、チーム医療活動における健康増進・予防領域の課題や考察能力を修得し、地域社会に貢献する能力を修得する科目を置く。

「心身機能回復領域」

高度専門職業人として、「心身機能回復領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げる。演習科目では、運動・動作制御学、呼吸循環機能学、運動機能回復学、脳機能回復学の分野における先行研究やフィールドワークで課

題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究する。

1. 心身機能回復領域を学ぶ上で必要となる医療技術の動向やマクロ的なものの見方を学ぶ科目を置く。
2. 心身機能回復領域に関わる理論面の構築と高度な専門知識・技術を修得する科目を置く。
3. 多職種連携、チーム医療活動における心身機能回復領域の課題や考察能力を修得し、地域社会に貢献する科目を置く。

「助産学領域」

助産学領域における高度な専門性を深化できるために、エビデンスに基づく学習課題から学際的な視野を広げた研究課題の洗練を通して課題思考力を養う。また、演習・実習科目では、先行研究やフィールドワークで討論しながら経験知を洗練して、助産師が持つべき高度な助産実践力（専門知識・技術・態度）を培う。研究の遂行力は助産学の履修と並行し演習や専門学術集会の発表・参加を通して探究する。

1. 助産学の本質を洞察できる思考力を養うとともに、自身に期待される研究成果と助産実践及び教育への還元と連関性を常に批判的に吟味できる科目を置く。
2. 助産学の基盤的・先端的な専門知識と技能、課題解決能力と周産期チーム医療を修得でき、独創的な助産学研究を完遂できる能力を養う科目を置く。
3. 助産学分野において高度専門的な助産師アイデンティティを修得できる創造的学びと研究を適格に位置づけ、その成果と意義から国際交流できる能力を修得する。
4. 助産学の一部に陥ることなく、国際的・文化的に多様な視野から他領域の横断的な学修ができるカリキュラムを実施し、常に社会のニーズに感知して“望ましい助産師のあり方”を目指す素地を形成する。

なお、3領域ともに、専門分野だけに偏ることなく、多様な分野からの入学生にも対応できるように、保健医療学の基礎知識を教授するための保健医療学部の科目を併用している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーは学部として、次のように定められている。

- 1) 看護及びリハビリテーションの専門職として高度な知識と技術を身につけ、実践することができる。
- 2) 科学的根拠に基づき主体的に行動することにより問題解決に向けて実践することができる。
- 3) 相手を尊重し、他者とのコミュニケーションを通じて良好な関係を築いて発展させることができる。
- 4) 保健・医療・福祉・教育・産業等各界の関係職種と連携し、人々の健康に寄与することができる。
- 5) 幅広い教養と高い倫理観をもち、クライアント中心の医療を主体的に提供することにより地域社会に貢献することができる。
- 6) 卒業後も自己研鑽に努め、生涯にわたり自らの専門領域を実践し続けることができ

る。

両学科とも学部（学科）のディプロマ・ポリシーと各授業科目の関連はシラバスの「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」として明示している。

大学院においては、ディプロマ・ポリシーは次のように定められている。（抜粋）

〔共通科目及び専門科目（各領域共通）〕

1) 専門知識・能力・研究分野以外の人間や社会の多様性への理解

学際的・多角的な視野に立ち、人文・社会・自然科学など幅広い学問の素養を基に、生命の尊厳を重視し、「保健医療学」に通暁し、高度専門職業人、研究者として社会的に貢献できる能力を有している。

2) 実践力・教育活用力

保健医療学分野において研究並びに教育的視点を有する専門職として、地域連携できる現場での臨床実践者、あるいは保健医療関連の教育に携わる能力を有している。

3) 研究課題の発見、考察、設定、研究方法の構築

多様なニーズに基づき、各専攻領域に関わる諸問題・課題を独自に見いだして考察の上、自らの研究・課題を計画的に進め、諸課題を科学的に改善・解決する論理的思考、分析評価能力及び論理的態度を備えている。

4) 管理・指導力

保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で高度専門職業人として協働し、患者の状況に的確に対応した医療を提供できる能力に加え、中心的役割を担える管理・指導能力を有している。

5) コミュニケーション・表現力

研究者に求められる論理的なプレゼンテーション・コミュニケーション能力に加え、学術文献を活用して専門知識等を修得・理解することができ、論文作成・文章表現能力を有する。

6) 社会的な責任と倫理観

高度専門職業人に求められる豊かな教養と臨床に根ざした社会的な責任と倫理観を有している。

カリキュラム・ポリシーは学部、大学院ともに、目的並びに教育目的及び目標を踏まえて定めたディプロマ・ポリシーに到達するように、それぞれ一貫性をもって定められている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに沿って編成しており、①看護学科及びリハビリテーション学科の共通科目として教養を修得するための「総合教育科目」、②将来の専門職として必要な知識・技術を修得するための看護学科：「専門基礎科目」「専門科目Ⅰ」「専門科目Ⅱ」「統合科目」「公衆衛生科目」、リハビリテーション学科：「専門基礎科目」「専門科目」の2つに大別できる。各学科が2つに大別された科目群を4年間に渡りバランスよく構成し、それぞれが連携し、体系的・

段階的に学ぶことができるように編成している。実習科目については、看護学科では各専門領域区分の中に臨地実習を含め、リハビリテーション学科では科目区分として「臨床実習」を立てた構成にしている。また、教育課程は、対象者の全人的理解や、専門分野に関する知識・技術並びに他職種・関連分野への理解を深めることができるよう編成し、さらに地域医療・地域保健のみならず、福祉や行政など地域社会全体への関心を促す科目も設けている。以下に、学科ごとに詳述する。

1) 看護学科

①総合教育科目

幅広い視野で人間を理解する科目の充実を図るために、「人間とコミュニケーション」、「人間と文化」、「人間と健康」、「人間と情報」、「人間と環境」、「人間の本質と尊厳」の6区分に分類した。その内、「人間と文化」、「人間と情報」、「人間の本質と尊厳」は1年次に履修し、その他の科目群は2年次、4年次にも履修できるように配置している。

②専門基礎科目

専門基礎科目は、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」と「健康支援と社会保障制度」に分かれている。

「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復」では、総合教育科目の「生物学」、「物理学」、「生化学」等の科目を基礎として、人間の身体面の健康を理解するために必要な「人体の構造・機能Ⅰ」、「人体の構造・機能Ⅱ」、「病態学Ⅰ（診断と治療）」、「病態学Ⅱ（診断と外科的治療、救急と麻酔学含む）」、「病態学Ⅲ（診断と治療）」、「微生物学」、「病理学」の科目を設定している。令和元(2019)年度から、「環境論」と「生化学」を選択から必修科目に変更して、専門基礎知識の充実を図った。また、「病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」も内容を検討し専門科目Ⅱの学修前に履修できるよう履修時期も検討した。これにより、「人体の構造・機能Ⅱ」と病態学Ⅰ・Ⅱが並列時期の学修となったため、学生にとっては難易度が高まり、再度検討を必要とするに至っている。

「健康支援と社会保障制度」では、人間の心身の健康、健康な生活を保持・増進する上で必要となる専門的な知識を幅広く理解するために「現代医療論」、「疫学」、「精神保健論」、「臨床心理学」、「保健統計学」、「看護関係法規」、「臨床栄養学」等の科目を設定している。新カリキュラムから科目の内容を検討し名称変更した科目「精神保健論」が「精神病態・治療学」なども存在する。

③専門科目Ⅰ

専門科目Ⅰは、基礎看護学として看護学の基盤となる知識・技術を中心に、安全性と安楽性を考慮した看護の基本を学修する。新カリキュラムから学習内容がわかるように、科目名を「看護援助論Ⅰ」を「看護技術概論」、「看護援助論Ⅱ」を「生活行動の援助技術」とし、「看護援助論Ⅳ」は「ヘルスアセスメント」へ変更し2年次の履修から1年次の履修へ、「看護援助論Ⅴ」は「看護過程」と変更、また、「看護援助論Ⅲ」は「診療に伴う援助技術」とし、1年次の履修から2年次の履修へと、学びの順序性を考慮して変更した。そのため、薬理学が修了してから「診療に伴う援助技術」を履修できるようになり、安全性の理解が深まった。

④専門科目Ⅱ

専門科目Ⅱは、専門看護学として、対象の成長・発達段階、健康状態に応じた臨床看護の実践能力を身につけることを目的とし、段階的な学修ができるようにするために、一部学修時期を変更し専門看護学実習の時期に近づけて実施することとした。

⑤統合科目

統合科目は、既習の知識を基盤として、主体的にその内容を深め統合し、幅広い視点で看護を考え発展させることができる能力を培うことを目的とする。

⑥公衆衛生科目

看護職として必要な公衆衛生看護について、地域で生活する全ての人々の健康の保持・増進を目指す公衆衛生看護及び健康危機管理の基礎的知識を学修する。

⑦臨地実習

臨地実習は、相手の立場に立ち知識を統合し、科学的・理論的判断に基づき、相手に適した看護を実践する。その活動を通して看護実践の基礎を培うことを目的とする。

そのために、下表に示すように、1年次から4年次までの4段階とし、様々な場所で、ライフステージや健康レベルの異なる生活者を対象に、実習が積み重なるように設定した。

学年	実習科目	単位	実習場所
1年次前期	基礎看護学実習Ⅰ	1	病院
2年次前期	基礎看護学実習Ⅱ	2	病院
3年次後期 (平成29(2017)年度～)	成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ	6	病院
	老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ	4	介護老人保健施設、病院
	小児看護学実習	2	病院、幼稚園
	母性看護学実習	2	病院
4年次前期 (平成30(2018)年度～)	精神看護学実習	2	病院、社会復帰施設
	在宅看護学実習	2	訪問看護ステーション及び施設等
	統合実習	2	病院、各種施設等

第1段階1年次：看護実践の基礎を学修するために基礎看護学実習Ⅰがある。早い時期に臨地を見学することにより学ぶ動機づけを強化し、学修が効果的になるよう後期から前期へ変更したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、8月下旬の実習ができず、学内実習を実施しながら、10月になり、近隣のグループ病院で1日短時間の見学実習を実施することができた。

第2段階2年次：看護過程の展開を通して、生活行動の援助を中心に、対象者に適した援助のプロセスを学習するために基礎看護学実習Ⅱ(2単位)があり、9月短期間であったが病院実習も実施できた。老年看護学実習Ⅰ(2単位)、成人看護学基盤実習(1単位)が新たに実施され、コロナ禍で臨地へ赴く実習が少なかったが、学内実習WEB等で工夫して実習した。

第3段階3年次：対象特性を踏まえた援助を積み重ね、看護実践能力の基礎を学習するために成人・老年・小児・母性・精神看護学の専門看護学の臨地実習がある。新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少した9月から10月

にかけ、臨地実習を実施し、11月から1月にかけて学内・WEB等で実習を行い、必要単位を取得した。

第4段階4年次：看護を応用・発展させ、関連職種と協働し、地域住民の多様なニーズに応じた看護を学習するために、在宅看護学実習、統合実習がある。なお、保健師課程履修者には公衆衛生看護学実習がある。

※令和2(2020)年度は、1・2年次生は新カリキュラム、3・4年次生は旧カリキュラムだったが、前期は新型コロナウイルス感染症がパンデミックの状態だったため、学内及びWEBを用いた実習が中心であったが、後期は感染状況や予防対策に細心の注意を払いながら、可能な限りでの臨地実習ができたものと評価している。

⑧単位制度の実質を保つための工夫

低学年に多くの授業を履修し、学修が中途半端になることを避け、個々の授業の学習を充実させるために、キャップ(CAP)制を導入し、履修登録の上限を通年45単位、半期25単位として実施していた。令和元(2019)年度からの新カリキュラムでは、全体は段階的学修としつつ、学生の関心と学修意欲の向上を狙い、一部科目の開講時期を早期に変更した。それに伴い履修規程上の履修登録の上限を、通年50単位、半期30単位と改定した。それにより、令和2(2020)年度入学生の多くは、総合教育科目の選択科目を15単位取得のうち14単位まで履修することができている。

2) リハビリテーション学科

①専門知識に基づいた高い実践能力の教育

変動するリハビリテーションの中核を担う理学療法士・作業療法士を養成するために、高齢者や障がい(児)者の機能回復だけではなく、対象者の社会参加の支援や障害予防等、社会的ニーズに対応する授業を展開している。特に、病院の医師等を主な講師として最新の疾病医療を学ぶ「一般臨床医学」や「脳神経外科学」、今日の高齢社会において必須の「老年医学概論」等の専門基礎科目を配置し、疾病・障害の基礎から実際の臨床例を交えた講義を実践している。また、リハビリテーションを受ける対象者の心理的側面を理解するために「臨床心理学」、高齢やその他の疾患等を起因とする視点を学ぶために「終末期医療論」、対象となる人を法的に支持するために「医療制度と関連法規」を配置し、広く臨床的な医療、精神、社会的なリハビリテーションに必須な専門的基礎科目を設けている。

理学療法学専攻では、治療訓練の再現性の確保、十分な治療訓練量の確保、セラピストや介護者の身体的負担の軽減を目的として発展を続けている自立支援ロボット、介護支援ロボット等のロボティクスリハビリテーション技術を理解するために、「動作解析学」、「義肢装具学」、「リハビリテーション工学」を設け、人間工学の観点を用いた評価・治療・環境整備・生活支援について学ぶ。

作業療法学専攻では、実践における観察力と分析力を駆使して得られた結果を、論理的な思考により統合できるように、「作業療法理論」や「クリニカルリーズニング」を設けている。

②チーム力を発揮できる教育

チーム医療においては、各専門職が高い知識・技術を身につけるだけでなく、他職種との密接な連携のために、対人関係能力や意思疎通力、さらにメンバーのやる気を高める動機づけ能力等のコミュニケーション能力が求められる。そのために、リハビリテーション学科では、「理学療法概論演習」、「運動学演習」、「動作解析学」、「日常生活活動学演習」、「地域理学療法学演習」、「理学療法研究法演習」、「日常生活支援論」、「生活環境整備論」、「社会生活支援論」、「クリニカルリーズニング」等において、課題解決型学習を通して臨床現場における臨機応変な課題解決能力を高められるように、専門科目の授業を設けている。

理学療法学専攻では、関連する多職種と連携する医療アプローチの重要性を演習的に学修するために「チーム医療論」を配し、対象者に必要なアプローチを総合的に実践できる理学療法士教育のために、吸引のデモンストレーション、「ウーマンズヘルスケア」の講義、作業療法士による「司法精神科作業療法」、「生活支援機器論」、「地域高齢者支援論」の講義等、他職種による講義を積極的に導入し、各々の立場と役割を学ぶことで、チーム力の素養を養う。

作業療法学専攻では、多職種で協業できる職業能力を養うことを目指し、学部間で共通した演習を通して学修する「チーム医療論」等を設置している。また、専門科目の「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」、「地域作業療法学」等において、事例を交えたチーム連携の実際を、学内外の多職種の協力・参画を得て学ぶ。

③地域に貢献できるリハビリテーション専門職の教育

近年のリハビリテーションが医療機関から保健・福祉・行政など地域分野へのニーズへと拡大していることを受け、関連する多職種と連携し、地域社会において対象者に必要なアプローチを総合的かつ卒業後すぐに実践できるように、「チーム医療論」、「国際保健医療論」、「社会福祉論」、「コミュニケーション論」、「医療制度と関連法規」、「老年医学概論」、「終末期医療論」、「保健行政論」、「社会福祉論」等の科目を設置した。

理学療法学専攻では、「地域理学療法学」、「バリアフリー」、「リハビリテーション工学」、「医療制度と関連法規」、「終末期医療論」、「司法精神科作業療法」、「地域高齢者支援論」等の科目を設置することで、多角的な地域リハビリテーションのアプローチ方法の知識と技術を学修する。

作業療法学専攻では、地域包括ケアシステムの中での的確な実践ができるように、地域に貢献できる作業療法士育成のため、専門科目における認知症関連の科目を充実させた。医学的な基礎知識の修得だけでなく、「老年期作業療法学」、「作業療法特論Ⅳ（老年期障害）」、「地域高齢者支援論」等の科目により、地域における実際の生活に焦点を当てた評価と介入について学修する。

④リハビリテーション学科の先修科目

教育課程は、配当年次、必修・選択の区分等、学修の順序性等を考慮し、教育効果が得られるように定めている。専門科目中で一部の授業科目については、次のように履修要件として先修科目を示している。

(ア) 理学療法学専攻

「見学実習（理学療法）」を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、

1 年次前期に配置された科目を全て履修していなければならない。

「評価学実習」を履修するためには、3 年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目を全て修得済みであり、「理学療法特論Ⅰ」を履修していなければならない。

「総合臨床実習Ⅰ（理学療法）」と「総合臨床実習Ⅱ（理学療法）」を履修するためには、3 年次までの全ての専門基礎科目と専門科目を修得済みであることが必要である。

(イ) 作業療法学専攻

「見学実習（作業療法）」を履修するためには、専門基礎科目と専門科目のうち、1 年次後期までに配置された科目を全て履修していなければならない。

「検査・測定実習」を履修するためには、3 年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目を全て履修していなければならない。

「評価実習」を履修するためには、3 年次前期までに配置された専門基礎科目と専門科目を全て修得済みであり、「作業療法評価学総合演習」を修得済みであることが必要である。

「総合臨床実習Ⅰ（作業療法）」と「総合臨床実習Ⅱ（作業療法）」を履修するためには、3 年次までの全ての専門基礎科目と専門科目を修得済みであることが必要である。

⑤ 単位制度の実質を保つための工夫

低学年に多くの授業を履修し、学修が中途半端になることを避け、個々の授業の学習を充実させるために、キャップ(CAP)制を導入し、履修登録の上限を通年 45 単位、半期 25 単位として実施していた。令和元(2019)年度からは、全体は段階的学修としつつ、学生の関心と学修意欲の向上を狙い、履修登録の上限を通年 50 単位、半期 30 単位と改定した。学生への正しい単位制の理解と十分な自己学習の必要性の周知に努めている。

大学院においては、ディプロマ・ポリシーを達成するように、前述のカリキュラム・ポリシーが定められ、それに基づいた教育課程の体系的編成がおこなわれている。

共通科目として、保健医療学部の総括的なコンセプトの修得、多職種との連携能力並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立つ科目及び保健医療に関する幅広い知識・技術の修得に基盤となる科目を配置している。

以下に、専門科目の領域ごとの編成の特徴を記述する。

1) 健康増進・予防領域

高度専門職業人として、「健康増進・予防領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げるために、「在宅・公衆衛生学特論（Ⅰ・Ⅱ）」、「女性保健学特論（Ⅰ・Ⅱ）」、「精神保健医療学特論（Ⅰ・Ⅱ）」、「生活支援医療学特論（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」を配置した。演習科目では、「在宅・公衆衛生学演習」、「女性保健学演習」、「精神保健医療学演習」、「生活支援医療学演習（Ⅰ・Ⅱ）」により、各分野における先行研

究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究するように科目編成している。

2) 心身機能回復領域

高度専門職業人として、「心身機能回復領域」における高度な専門性を深化させるとともに、学際的・多角的な視野を広げるために「運動・動作制御学特論」、「呼吸循環機能学特論」、「運動機能回復学特論」、「脳機能回復学特論」を配置した。演習科目では、「運動・動作制御学演習」、「呼吸循環機能学演習」、「運動機能回復学演習」、「脳機能回復学演習」により、各分野における先行研究やフィールドワークで課題を検討し、科学的、論理的思考かつ実践力を培い、研究方法については演習を通して探究するように科目編成している。

3) 助産学領域

高度専門職業人として、「助産学領域」における高度な専門性の理解と深化を目指す。そして、学際的・多角的な視野をもって助産学の国家試験受験資格を取得する。そのために「助産学概論」から導入し、専門性の深化につなぐ「助産学特論Ⅰ」、「助産学特論Ⅱ」、「地域・国際助産学特論」「助産管理・経営学」、「母乳育児支援論」、「比較文化助産論」を配置した。その基盤科目をもとに演習科目には「助産学演習Ⅰ」、「助産学演習Ⅱ」により、高度実践力のスキルと文献学習から基本技術を習得し実習につなげている。実習は、「助産学実習Ⅰ」、「助産学実習Ⅱ」、「助産学実習Ⅲ」を配置して、下記の参考資料をもとに到達評価を行い国家試験の受験資格を満たすカリキュラムマップを編成している。特別研究では、助産学における先行研究や実習のリフレクション及びフィールドワークから課題を抽出して課題解決思考を培う。また共通科目に連結して演習から科学的・論理的に研究遂行を探究できるように科目編成している。

<参考資料>

1. 公益社団法人全国助産師教育協議会、「大学院における助産師教育のモデル・コアカリキュラム2018の活用チェックシート」、2019(平成31)年3月31日
2. 公益社団法人全国助産師教育協議会、「助産学実習2020学内実習指針」、2020(令和2)年6月
3. 厚生労働省「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」平成31(2019)年1月30日

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、看護学科のカリキュラム・ポリシー：『1. 教育理念の醸成と看護観や倫理的感性の涵養』を目的とした科目を基盤におく。』『2. 「豊かな人間性と人びとの健康課題を理解する」科目をおく。』『5. 「既習内容を統合・発展させ応用力を養う」科目をおく。』、及びリハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシー：『1. 「教育理念の醸成と倫理的感性の涵養』を目的とした科目を基盤におく。』『2. 「ひとや社会を知り、学際的思考を身につける」科目をおく。』『5. 「実践力・応用力を養う」科目をおく。』に沿って、総合教育科目として、コミュニケーション論、文学、教育学、文化人類学、音楽論、国際関係論、情報リテラシー、哲学、倫理学、ボランティア学、生命倫理学を配置し、学生の主体的学習を支援している。また、日常的な挨拶の励行等を教育の一環として行っている。

学校法人としての6S活動として整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法を年間通して実行、継続、習慣化しており、これも学生・教員共に身につける教養教育の実践である。

大学院においては、カリキュラム・ポリシーの『保健医療学の総合的なコンセプトの修得、多職種との連携能力並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立つ』に基づき、共通科目として、「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「医療社会学特論」、「生涯教育特論」、「英語講読」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「形態機能・病態学特論」、「家族ケア特論」、「多職種協働・地域連携特論」の科目を編成配置し、院生の「社会性の涵養」の育成に役立つよう支援している。

特に、本学教育の特色の一つである「質の高いチーム医療教育」については、「多職種協働・地域連携特論」において、地域包括ケアサービスを推進するうえで鍵となる保健・医療・福祉・教育領域の多職種連携と協働の意義を理解し、保健・医療・福祉・教育分野における多職種協働・実践に活用・応用する能力（知識・スキル・態度）を学修する。「健康増進・予防領域」、「心身機能回復領域」及び「助産学領域」の3領域の学生が、共に、お互いから、お互いについて学び合う多職種連携教育（Interprofessional Education：IPE）を学習基盤とし、学生の多職種連携・協働実践能力を習得・向上する。具体的な授業展開では、多職種連携・協働実践やチーム医療の概念を学ぶ講義、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の学生の主体的学びを促進する教授-学習方法を用い、特に多職種連携・協働実践能力を習得・向上する授業展開は、地域包括ケアサービスの実践における多職種協働ならびにチーム医療の実践事例をもとに議論を深めて検討する。当該科目は必修科目で6名の学生全員が履修し、授業アンケートの結果、総合的に良い授業であったと評価している(4.30)。特に、本科目の学習目標である、多職種協働・地域連携の概念理解は、講義と事例をチームで検討する学習方法により深まった。また、学生の自発性を促す授業展開、科目担当の各領域の教員の授業参画は、学生の課題探求力、学習への意欲を向上した。当該科目そのものが多職種によるチームで学ぶ構成で授業展開しており、この教授-学習方法は継続していきたい。一方、働きながら学ぶ学生がほとんどであるため、授業日程の調整を工夫する必要がある。

また、基本的態度として重要な日常的な挨拶の励行等を行っているが、改めて高い倫理性と豊かな人間性を更に身につけるための教育の一環として捉えている。学校法人として6S活動である「整理、整頓、清掃、清潔、しつけ、作法」も年間を通して実行、継続、習慣化しているが、院生においても教養教育の実践として奨励している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

まず、本学では2か月に1回行われている教職員が全員参加する全体研修会において、年1回の割合で開催する授業研究の中で、学生の理解を促す授業の工夫や実例の発表を行っている。2-6-①にて述べた学生へのアンケート調査の集計・分析結果を踏まえた研究の発表も行われる。ここで各教員・学科での分析や取組みの事例を、学科を超えて全学的に共有し、またこの研修会で共有した知見も参考にして各学科・教員が更に教授方法の工夫や開発を行い、継続的な授業研究の努力をしている。

また、教員が相互に授業参観を実施しており、年に10科目前後、1科目につき数名の教

員が授業を参観し、「授業参観シート」に記載し、FD委員会を通して、授業担当者へ渡ることにより、科目担当教員と参観した教員双方の授業改善につなげている。

次に、各学科において、以下のとおり教授方法の工夫・開発を行っている。

1) 看護学科

授業に対する評価に対し、以下のとおり取り組んでいる。

- ①授業ごとに学生の理解状況をリアクション・ペーパーや小テストなどで確認し、その都度教授方法の検討・修正を行っている。
- ②授業の最終日に実施している授業評価アンケート結果を基に、リフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について記載し大学に提出している。このリフレクション・ペーパーに記述することで、次年度に向けた課題の明確化が図られている。
- ③教員相互の授業参観により、シラバスとの整合性、授業運営・構成、授業スキルについて他教員から評価を受け、授業計画を検討する機会を作っている。前期は新型コロナウイルス感染症対策により実施できなかったが、後期は7回実施し参加者は38人であった。

2) リハビリテーション学科

入学時に基礎的な国語力や理科系科目の学力が不十分な学生には、能力の向上を目指すため、国語の補習授業や基礎学力向上のための講義や小テストを行い、学生が一定水準の学力が得られるようにしている。専門科目においては、特に、解剖学、生理学等、理解と暗記が求められる科目については、早い時期から国家試験を見据えた補習や小テスト等を繰り返し、知識の定着を促している。これらの授業は単位に認定されないが、学生の学力向上に役立っている。

国家試験に対する対策として、1年次から、様々な授業で国家試験問題に触れ、具体的な問題に対する意識づけと共に、学修の指針が得られるようにしている。また、過去問やオリジナルの問題等の模擬試験を繰り返すと共に、習熟度別の国家試験ゼミを作り、教員のもと、学生が積極的に国家試験合格に向けて学ぶことができるようにしている。

授業は内容によって、教員による一方向的な講義形式の教育だけではなく、学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る発見学習、問題解決学習、体験学習等のアクティブ・ラーニングを実施することにより、リハビリテーションの技術修得を促進している。また、授業の最終日に授業評価アンケートを実施し、結果を基にリフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について記載し大学に提出している。このリフレクション・ペーパーに記述することで、次年度に向けた課題の明確化が図られている。更に、理学療法学専攻・作業療法学専攻では、教員相互の授業参観により、シラバスとの整合性、授業運営・構成、授業スキルについて他教員から評価を受け、授業計画を検討する機会を作っており、令和2(2020)年度は、前期1回、後期7回実施し、参加教員は31人であった。

大学院においては、共通科目と専門性を深めるための専門科目を設け、更に修士課程の

学修に必要な教育方法を、次のように取り入れている。

- 1) 保健衛生学分野、医療技術学分野及び助産学分野の科目を配置し、専門領域に留まらず、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得が可能であるように支援している。
- 2) 理論と実践の双方に配慮した講義・演習の多様な教育手法を取り入れたコースワークと、指導のもとに研究過程を展開するリサーチワークの組合せにより、より実践的で発展的な修士論文になるよう教育方法を配慮している。
- 3) 特別研究において、主指導教員と副指導教員による指導体制をとり、3領域を超えた視点から多角的な研究推進のサポートが可能としている。
- 4) 2年次に修士論文研究の中間発表会を2回開催し、大学院教員からアドバイスをを行い、優れた修士論文研究が行われるよう支援している。
- 5) 高度専門職業人の養成に向けて、ふれあいグループ病院施設並びに地域の医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士など、多職種連携のもとで指導を受けるように体制を整えている。その結果、在宅看護、高齢者・障害者支援、公衆衛生、精神保健、助産、女性保護、運動機能・脳機能・内臓機能に対するリハビリテーション療法などの領域を中心に地域の包括的な支援・サービス提供体制に必要な学びと研究を可能としている。
- 6) 学生が将来、高度専門職業人として、様々な職業で独自の研究を推進できるように支援していく。
- 7) 異分野学部からの入学者には、湘南医療大学大学院保健医療学研究科履修規程第5条の規定により、専攻する専門分野・領域に関する保健医療学部の教育課程科目の学修を認め、保健医療学分野の知識基盤確立を図っている。
- 8) 助産学領域では教育方法の工夫として、実習施設の設定を駆使して実際の助産実践スキルを臨床指導者からアクティブ・ラーニングできるように連携している。また実習に入る事前演習としてペーパー及びロールプレイとシミュレーションで展開し、限られた分娩件数と実習期間を濃厚に学習できるように大学と実習施設で建設的に展開駆使している。

大学院の履修指導については、研究指導教員が学生に対して入学時ガイダンスを実施し、修士課程における履修方法を説明する。研究課題、研究計画の概要、希望する研究指導教員を自主的に提出して、特別研究を担当する教授間で調整し、研究指導教員を決定している。また、修了後の進路に関しても理解を促すなど、各自の将来のキャリア形成への助言を積極的に行い、進路指導に取り組んでいる。なお、助産学領域では、他領域に比べて助産師養成所指定規則に準じた国家試験受験資格の必修科目と取得単位を要するため、講義と実習のカリキュラムマップにそって科目の独立性と連動性を考え効率的な学習になるように編成している。

以上のとおり大学院では全ての領域で、再学習を希望する院生には、研究科履修規程に基づき、「科目等履修制度プログラム」を設け、保健医療学部の授業の聴講を許可している。保健医療学系以外の学修履歴を有する学生に対しても、「科目等履修制度活用プログラム」を適用し、保健医療学部の授業を聴講させ基礎的な素養の補完を入学当初に行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

医療の現場で求められる人材の把握に努め、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを適宜見直していく。例えば、文部科学省が平成30(2018)年10月に看護学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を行ったことを受け、看護学科においては、この改訂の内容を踏まえて、カリキュラム改訂を予定している。

リハビリテーション学科では、前述の厚生労働省の指定規則改正を受けて、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともにカリキュラムを改訂し令和2年(2020)年度入学生より適用している。

大学院においては、共通科目、専門科目ともに計画通りの講義・演習を実施した。対面授業が中心であったが、講義の一部は、COVID-19の感染予防対策として遠隔授業も取り入れ、受講しやすい形式を採用した。その結果、受講生全員が必要単位数を順調に取得できた。特別研究では、研究指導教員が中心になって、入学前ガイダンスから研究課題の決定、研究計画の立案、研究指導、修士論文の作成を支援する一連の体制を構築して、2年間を通じて指導を実施した。中間発表会Ⅰ、Ⅱ、および論文審査と口頭試問形式による論文審査会（主査1名、副査2名）を経て、合否判定を実施した。カリキュラム・ポリシーを基盤とした2年間の学修はそれぞれスムーズに展開できたため、年間計画は踏襲し、講義の展開は必要に応じて遠隔授業を実施しながら、今後も継続して行っていく。

教授方法や研究指導方法の工夫や開発については、教員が参加する研修会とFD委員会を中心に企画された授業参観・授業研究などの年間計画をもとに、教員の教育力向上のための教育指導の開発を今後も継続して行っていく。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、学修成果の点検・評価方法として「授業評価アンケート」、「学修成果等アンケート」を、毎学期ごとに実施している。

教員に対する「授業評価アンケート」は、結果をレーダーチャートにより分かりやすく図解で示し、学科・専攻ごとにまとめ、学生掲示板で公開している。また、過去の資料は図書館に保管しており、開示請求があればいつでも閲覧できるようにしている。

成績の評価方法は、世界的に汎用されているGPA (Grade Point Average) 制度を導入・運用している。成績評価は、5段階 (S、A、B、C、D) で示し、秀(S)～可(C)は合格として

グレードポイント（4、3、2、1）を付与、単位を授与し、不可(D)を不合格としてポイントは付与しない。その他、「受験資格の喪失」や「試験の放棄」は評価対象外とするような現実的な対応を確立している。

教務事務との連携における取り組みとしては、定期的なモニタリングにより、学生の授業の出欠状況を把握している。定期試験の受験資格を授業科目では「授業時間数の3分の2以上の者」、実習科目では「全日程の5分の4以上の者」と規定している。これにより授業の参加状況によっては、担任が学生の個人面談を実施して、学習意欲や習熟度等を確認して、学修到達度に遅れが生じないよう科目担当者との早期介入を心がけている。

以上、学修成果の点検や評価方法については、チューター活動やホームルームでの説明、学生便覧にも記載して学生に周知徹底している。

大学院の成績の評価方法でも GPA 制度を導入・運用し、成績評価は同様に5段階（S、A、B、C、D）で示し、秀(S)～可(C)は合格としてグレードポイント（4、3、2、1）を付与している。試験の受験資格は、共通科目・専門科目では「授業時間数の3分の2以上」とし、教務事務との連携によって院生の授業出席状況を把握管理している。また、授業出席状況によって、科目責任者や研究指導教員が個人面談を行い、学習意欲や習熟度、学修到達度の遅れなどを勘案し、早期介入を心がけている。評価方法については学生便覧に記載して院生に周知徹底している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、教務委員会において教育課程の制度的な改善、FD委員会において効果的な教育方法の工夫・開発を行う体制を確立している。

学修成果の点検・評価、並びに教育内容・方法及び学修指導等の改善のために必要不可欠な情報収集の手段として、2-6-①に述べた「FDネットワークつばさ」の「授業評価アンケート」、「学習成果等アンケート」を、毎学期ごとに実施している。授業評価アンケートの質問項目は約20項目あり、具体的には授業は一方的ではなくコミュニケーションはとれているか、板書や配布物、掲示資料は読みやすかったか、等の設問を設けている。授業評価アンケート及び学習成果等アンケートの集計結果は、各担当教員にフィードバックし、リフレクション・ペーパーを作成、提出させると共に、評価結果は学内に掲示し、学生に対しても公表している。更に、これらと学生個人々の成績との対比や、統計的データの推移等を教務委員会やFD委員会にて共有するに留まらず、各教員や学科でそれらに影響を与える因子を分析し、全体研修会において継続的な分析検討結果を報告し全教職員で共有して、各教員の教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

また、教員が学会や研究会等で最新の教授法の知見を得て、これを採り入れて自らの授業で実践し、全体研修会にて事例報告を行い、同様に全教職員で共有し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に繋げている。

なお、本学は開学して6年が経ち、第3期まで卒業生を送り出したことから、6年間の教育を経て学生達が三つのポリシーに謳った学修成果を得られたかどうかを点検・評価するための入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を継続的に蓄積し、今後検討を行うこととしている。

大学院においては、修了生が輩出されてから、修了生の成績、修士論文の内容などを分析し、三つのポリシーに謳った学修成果を得られたかどうかを点検・評価する。そのために、入試データ、入学後の履修状況・論文審査等のデータを継続的に蓄積し、検討を行う予定である。加えて、助産学領域では国家試験受験資格の必修科目が履修され単位取得できることと併行して修士論文の作成過程と成果について評価している段階である。なお、実績として、助産学修了者は、研究成果を日本助産学学会で発表し、論文を投稿している。

(3) 3-3の改善向上方策（将来計画）

令和2(2020)年度は第3期生が卒業した。今後は、更に入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を継続的に蓄積して、学修成果が国家試験の結果にもつながるように教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価結果のフィードバック体制の運用を維持するとともに、三つのポリシーの観点からの学修成果の点検・評価について実施していく。

大学院に関しては、第1期生として6名の修了生を輩出した。研究指導教員が中心になって、入学前ガイダンスから研究課題の決定、研究計画の立案、研究指導、修士論文の作成を支援する一連の体制を構築している。それに基づいた初めての修了生が6名輩出された。研究科の領域による内訳は、健康増進・予防領域の1名（理学療法士）、心身機能回復領域の4名（理学療法士3名、学士（作業療法学）1名）、助産学領域の1名（看護師・助産師）である。6名の各科目履修状況は、共通科目は全員必須科目8単位及び選択科目4単位を取得した。専門科目については、健康増進・予防領域及び心身機能回復領域では10～18単位を、助産学領域では共通科目と専門科目を合わせて40単位（ただし、助産学選択科目を別に30単位）を、それぞれ取得した。特別研究では、各領域のそれぞれが10単位を取得した。それぞれの科目ではアンケート形式での授業評価・教員評価を実施した。その結果としては、共通科目10科目における総合平均で4.2であり、保健医療に関する高度な専門的知識を包含した科目内容及び教育方法であり、高い評価を得た結果であった。専門科目では、総合平均が4.4であり、それぞれの専門科目において大学院生の研究に直接関連の深い教授内容であったと評価される。共通科目および専門科目を研究基盤として履修し、それぞれの修士論文完成へつながったといえる。今後の改善及び向上の方策としても、今回の高い評価結果を維持継続できるようにすることや、入試データおよび入学後の履修状況・論文審査等のデータを継続的に蓄積していることで、科目の成績、や修士論文での審査結果に基づき改善向上策を検討するとともに、フィードバック体制を構築して三つのポリシーの観点から運用・実施していく。

【基準3の自己評価】

令和2(2020)年度は第3期生が卒業した。今後は、更に入試データ、入学後の履修状況・成績、アンケート調査結果、個人面談記録等を継続的に蓄積して、学修成果が国家試験の結果にもつながるように教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価結果のフィードバック体制の運用を維持していきたい。

大学院も同じく、入試データ、入学後の履修状況・論文審査等のデータを継続的に蓄積し、その結果をもとに科目内容、教育課程編成及び研究論文指導等について評価を行う。

評価結果は運用の基礎資料とするなどのフィードバック体制を構築し、維持していきたい。また、助産学領域では、助産師養成指定所規則の単位数を充足して、助産師国家試験受験資格を取得できる見込みがあることを確認・評価する。また、来たる令和5(2023)年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正への対応として、本学の具体的カリキュラムの再編や、修了時の到達目標、教育・学習方法について検討を行う。更には、国家試験の受験準備段階として全国的な模擬試験等を自主的に受験しながら必要時に補講を行い、全国的な成績状況から学生の自己評価・分析を促し、合格見込みがもてる支援を行う。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項において「学長は、教務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定され、また、本学の学長任用規程第 2 条において「本学の教育研究方針を実現する教学面での責任者である」と定めている。つまり、大学に関する意思決定及び業務執行の最高責任者としての職責を有している。学長は、教授会の議長、各種委員会の委員長を務めている。このことは、大学開学後まだ 6 年と歴史の浅い本学の運営状況の把握、管理に責任を持つものであり、建学の理念に基づく運営方針による意思決定の礎となっている。

また、本学では、学長補佐体制強化策の 1 つとして、副学長を 2 人配置し、学長の委任する業務を分担し担当することで、学長のビジョンや運営方針の策定に傾注できるようにしている。

副学長（学部長・学部教育担当）1 人は、原則毎週開催される運営管理会議に参加し、学長がよりリーダーシップを発揮しながら運営するための連携・支援を行える体制を構築している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学校法人の業務執行体制及び大学の教育研究事務業務執行体制については、「学校法人湘南ふれあい学園事務組織及び事務分掌に関する規程」（以下「事務組織等規程」という。）に規定され、部署の所管業務及び事務分掌を明確にし、学校法人業務と大学業務を区分しつつ、小規模大学の特性を生かした体制を整えている。本学の教育研究支援体制は、大学事務組織全体で支援しており、このうち教育については、教務委員会、学生支援委員会等が中心となって、教務、カリキュラム、学外臨床・臨地実習、学生厚生指導を担当し、適切に審議事項を処理し、運営管理会議と連携して運営する体制としている。また、研究についても、研究推進室会議と運営管理会議が連動し、研究支援に係る運営を担当している。このように、本学は、実業務を委員会毎に分散し、運営管理会議と連携して問題並びに課題を迅速に解決できる執行体制を確保し、運営効率を高めている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるように留意している。大学では、総務担当、教務・学生支援担当、大学院担当、入試・広報担当を置き、各職員における業務、役割の明確化を行っている。そのため、学生の学修、生活環境の充実に向けた支援について各職員が専門性を発揮して行うことができる配置となっている一方で、事務組織は、学校法人の「事務組織等規程」第1条第2項において「相互の連絡を図りすべて一体として事務機能を発揮し、建学の理念に基づく教育・研究の資質向上並びに学園の円滑な運営に寄与するために機能することを目的にする。」と定めており、情報共有についても、教学マネジメントを十分に機能させることができる体制となっている。また、各委員会においては、教員に加えて大学事務部長を委員として配置し、同じ委員という意識から十分に協働を行い、大学内の問題点等について審議、検討を行うことができる。現在、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を担当し、本学における内部組織の整備や教育の実践等、教学マネジメントに係る点についても評価・改善に努めることができる体制となっている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の際に学長のリーダーシップが発揮されるように、大学に設置した運営管理会議、教授会、各委員会、事務部等の組織は、機能的かつ適切な業務執行に努め、学長を補佐している。今後も組織体制及び運営のブラッシュアップを図り、迅速・円滑な意思決定に資する整備を行っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学における専任教員の数については、大学については大学設置基準（昭和31年10月22日文科省令第28号）第13条により、「大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(中略)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。」と、大学院は平成11年文科科学省告示第175号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める

件」により、「一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、(略)」と、それぞれ定められている。これを踏まえつつ、本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を実施し本学の目的を達成できるように、教員の確保と配置を行っている。教員組織の編成に当たり、特に専門科目については、両学科及び研究科共に、十分な教育又は研究業績を有する専任教員を配置している。

・専任教員数 令和2(2020)年5月1日現在（単位：人）

(大学)

学 科	教授等					設置基準上 必要数
	教授	准教授	講師	助教	合計	
看護学科	10	6	6	14	36	12(6)
リハビリテーション学科	12	2	6	4	24	8(4)
(内訳) 理学療法学専攻	7	2	1	3	13	—
(内訳) 作業療法学専攻	5	0	5	1	11	—
合 計	22	8	12	18	60	32(16)

※設置基準上必要数の（ ）内は、教授の数を記載

※設置基準上必要数 32(16)のうち、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は12(6)

(大学院)

専 攻	教授	准教授	講師	助教	合計	設置基準上 必要数
保健医療学専攻(修士課程)	16	5	2	1	24	6(4)

助教以上の教員採用については「湘南医療大学教員採用基準に関する規程」に基づき、学術論文、業績内容、学会発表、更に教育業績について運営管理会議での審査、選考を経て、理事長が任命している。

また、教員の昇任については、「湘南医療大学教員昇任基準に関する規程」に基づき、研究能力及び業績、教育能力及び業績、学内業績への貢献、社会貢献の評価により運営管理会議での審査、選考を経て、理事長が決定している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、開学のための設置申請書類作成時に開学初年度から完成年次以降のFD活動長期計画を立案し、毎年度の活動に取り組んでいる。令和2(2020)年度も、開学以降のFD計画（下表参照）に基づき活動を行った。

令和2(2020)年度 FD 研修会

計画内容	
①卒業生の修学・就職・進学等の分析検討会	⑧学生による授業評価と結果の公表
②教員・大学としての地域貢献に関する講習会	⑨教員相互の授業参観と評価
③教員の研究活動の報告書の発刊	⑩臨床実習指導方法に関する講習会
④教員と臨床現場との連携活動検討会	⑪教育方法改善検討会
⑤科学研究費等の外部資金講習会	⑫他大学の教育方法の伝達
⑥カリキュラムの再検討会	⑬自己点検評価に関するFD研修
⑦授業評価、実習評価の妥当性に関する講習会	

なお、13項目のうち①②④⑤⑦⑪⑬は、毎年5回実施しているふれあいグループ全体研修会の大学部会の活動の一部として組み込み実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で4回の開催となった。また③は年1回実施しているふれあいグループの医療・教育研究会の大学部会の活動として実施した。いずれも全員参加である。

以下に各項目に係る活動につき、記述する。

①卒業生の修学・就職・進学等の分析検討会

卒業年度生の就職、国家試験対策について、ふれあいグループ全体研修会の大学部会で毎回状況報告・分析を実施した。また、卒業直前に4年間の修学、就職、国家試験対策支援等についてアンケートを実施し、その結果を会議で分析し教職員間で共有して、教育活動に役立てている。令和2(2020)年度末で3期生まで輩出したため、今後は卒業生を対象としたアンケートの実施を検討していく予定である。

②教員・大学としての地域貢献に関する講習会

新型コロナウイルス感染症対策により、地域貢献活動そのものが実施困難な状況となっているが、大学としては急遽オンライン講座に方法を切り替えて6回実施している。しかし、研修会の実施回数の減少によりFD活動としての講習会は実施していない。オンライン講座など様々な形態による地域貢献の方法について、講習会で取り上げていく予定である。

③教員の研究活動の報告書の発刊

毎年2月に学内においてグループの医療・教育研究会を実施し、教員全員が研究活動を発表している。その抄録集を作成し、ふれあいグループ職員全員に配付している。新型コロナウイルス感染症対策により今年度は発表会形式では実施できなかったが、紙上発表として抄録集を作成し配付した。

④教員と臨床現場との連携活動検討会

臨地実習及び臨床実習を通じた教員と臨床現場との連携活動のほかに、共同研究、講義・演習への参画、キャリア教育や就職支援活動等においても連携活動を開始している。臨地実習及び臨床実習に関する連携活動検討会を、看護学科、リハビリテーション学科それぞれで実習指導者と教員が参加して計画的に開催し、連携による成果とより円滑な連携方法について検討し、改善を図っている。

看護学科では、臨地実習指導者会議を例年8月と3月の2回、計画と報告を中心に実施してきたが、新型コロナウイルス感染症対策により集合型の検討会を避け、2回とも関連

施設に資料を配付し、担当者間の個別対応で補完した。リハビリテーション学科では、臨床指導者会議をオンライン双方向システムによる報告と、各病院施設への直接訪問により実施した。

⑤科学研究費等の外部資金講習会

ふれあいグループ全体研修会の大学部会で、科学研究費補助金獲得のための工夫や研究内容・研究手法などについて、科学研究費補助金採択者が講師となり講演を実施した。また、研究不正防止や利益相反管理、データ管理などについて、研究倫理委員会担当者や事務担当者が規定や実例等により説明し、理解を深めた。

⑥カリキュラムの再検討会

ふれあいグループ全体研修会の大学部会では、現行カリキュラムの実施状況の検証と今後について教務委員会の教員が話題提供を行い、看護学科、リハビリテーション学科に分かれてグループワークを実施した。

例えば、看護学科では令和4(2022)年度の保健師助産師看護師養成所指定規則の改訂に伴うカリキュラムの変更について、ワーキンググループを立ち上げて具体的な検討を進めている。これに先立ち、学科全教員で令和元(2019)年度に変更した現行カリキュラムの見直しを行った。

⑦授業評価、実習評価の妥当性に関する講習会

後述する学生による授業評価の結果を用いた検討会を、ふれあいグループ全体研修会の大学部会で実施した。看護学科、リハビリテーション学科の授業評価結果を用いた授業方法の工夫の実際と授業評価の変化等から、授業評価、実習評価の妥当性についてグループワークを実施した。

講義、演習科目では、対面授業のみ、遠隔授業のみ、対面授業と遠隔授業の両方と様々な方法で実施したが、一律の評価方法で問題なかったかなど、今後検討が必要となる。また、実習科目のうち全時間を学内にて振り替えた科目では、これまで用いていた学科独自の実習評価ではなく、講義、演習科目と同じ「FD ネットワークつばさ」の共通フォーマットを用いたことによる妥当性について、検討が必要となる。

⑧学生による授業評価と結果の公表

引き続き、講義、演習科目は、「FD ネットワークつばさ」の共通フォーマット、実習科目は各学科が独自に作成した授業評価の書式を用いて授業評価アンケートを前後期に実施した。ただし、実習科目の中には新型コロナウイルス感染症対策により全時間を学内にて振り替えた科目があり、質問項目が実習期間中の学習形態とそぐわない状況が生じたため、当該実習科目のみ講義、演習科目と同じ「FD ネットワークつばさ」の共通フォーマットを用いた。

アンケート結果は、授業科目ごとにデータ化するとともに授業科目群別のレーダーチャートを作成、科目担当教員に提供と同時に、今後の授業改善内容を記す「リフレクション・ペーパー」の作成と提出を依頼した。また実習科目の結果は、臨地実習指導者会議又は臨床実習指導者会議の報告の基礎資料として活用した。

⑨教員相互の授業参観と評価

教員相互の授業参観については、看護学科は前期0回、後期7回実施し参加者数は38人、リハビリテーション学科は前期1回、後期7回実施し参加者は31人であった。参観者

は、一定の評価項目と自由記載からなる参観シート（無記名）を提出し、授業担当者に今後の授業改善に活用してもらうためにそれをフィードバックしている。

授業参観実施一覧

学科	科目名 [担当教員]	授業参観日	参加者数
看護	前期は新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず		
	精神看護方法論Ⅰ [陶山克洋]	10月15日（木）5限	1人
	精神看護方法論Ⅰ [大胡晴香]	10月22日（木）5限	3人
	看護倫理 [大澤千恵子]	11月10日（火）2限	11人
	成人看護方法論Ⅰ [倉橋悠子]	11月16日（月）3限	5人
	老年看護方法論Ⅱ [牛田貴子]	11月25日（水）3限	5人
	老年看護方法論Ⅱ [牛田貴子]	11月27日（金）3限	2人
	小児看護方法論Ⅱ [土師しのぶ]	1月7日（木）3限	11人
リハビリ テーション	PT① 運動機能学 [櫻井好美]	7月2日（木）4限	2人
	PT② 運動学演習 [坂上 昇]	10月9日（木）1限	4人
	PT③ 理学療法学特論Ⅰ [森尾裕志]	10月22日（木）1限	5人
	PT④ 運動器系検査測定学 [坂上 昇]	12月17日（木）4限	5人
	OT① 老年期作業療法学Ⅱ [田島明子]	11月2日（月）2限	2人
	OT② 身体障害作業療法学Ⅲ [増田雄介]	11月19日（木）2限	1人
	OT③ 作業療法評価学総合演習 [鈴木雄介、須鎌康介]	12月14日（月）1限	6人
	OT④ クリニカルリーズニング [鈴木雄介、須鎌康介]	2月16日（火）～18日（木）	6人

⑩臨床実習指導方法に関する講習会

看護学科、リハビリテーション学科ともに、例年、臨地実習指導者会議又は臨床実習指導者会議に引き続き、講習会や研修会を実施してきた。しかし、今年度、看護学科では新型コロナウイルス感染症対策により、実施を見送った。

リハビリテーション学科では、例年「臨床実習指導者会議」において、「臨床実習指導方法に関する講習会」を行っている。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となり、代替として、次のとおり施設ごとに個別の報告等を行った。

1) 理学療法学専攻における報告

〔期間〕 令和2(2020)年12月10日(木)～22日(火)

〔方法〕 各病院施設への直接訪問、オンライン双方向システムによる報告

〔担当〕 理学療法学専攻教員13名

〔対象〕 <理学療法学専攻実習施設>合計28施設(22病院および6介護老人保健施設)

〔内容〕

- ・厚生労働省の通達「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」の説明と報告
- ・臨床実習指導者の養成等について
- ・本学科の臨床実習について

〔報告の概要〕

- ・令和元(2019)年度卒業生の報告(国家試験受験結果、就職状況)
- ・令和元(2019)年度3年次評価学実習の成績判定に関する報告
- ・令和2(2020)年度生のコロナ禍における実習状況の報告
 - ア 厚生労働省の通達に関する説明
 - イ 通達を受けての本学科の方針と代替実習実施状況についての説明
 - ウ 3年次評価学実習(2021年1～2月実施予定)について実施方法についての説明
- ・令和3(2021)年度生の実習予定についての報告と対策
- ・今後の臨床実習指導者の養成についての方向性の説明

〔質疑応答〕

報告会終了後、各病院・施設の実習指導者と教員との間で、活発な意見交換を実施

2) 作業療法学専攻における報告

〔期間〕 令和2年(2020)年11月24日(火)～12月22日(火)

〔方法〕 直接訪問、オンライン双方向システム、担当者間での電話

〔担当〕 作業療法学専攻教員12名

〔対象〕 <作業療法学専攻実習施設>合計24施設(18病院及び6介護老人保健施設)

〔内容〕

- ・厚生労働省、文部科学省からの通達等の情報伝達
- ・本学及び当専攻での感染症対策の具体的な取り組みの報告
- ・当専攻カリキュラムと臨床実習の位置づけ(新カリキュラム開始)の伝達
- ・臨床実習指導への協力依頼(改正後の臨床指導者の要件等の伝達を含む)
- ・施設ごとの課題とその検討(情報及び意見交換)
- ・卒業及び就職状況(令和2(2020)年3月卒業)

- ・ 国家試験受験状況（第 55 回作業療法士国家試験）
- ・ 臨床実習実施報告（令和 2(2020) 年 1 月～ 9 月）
 - ア 評価実習（3 年次）
 - イ 総合臨床実習 I・II（4 年次）
 - ウ 検査・測定実習（3 年次）
 - エ コロナ禍に伴う総合臨床実習の代替実習内容
- ・ 今年度の予定（対象期間：令和 3(2021) 年 1 月～ 3 月）
- ・ 令和 3(2021) 年度（次年度）臨床実習計画案（令和 3(2021) 年 4 月～ 令和 4(2022) 年 3 月）
- ・ 指定規則改正に伴う臨床実習指導者講習会受講のお願い

⑪教育方法改善検討会

ふれあいグループ全体研修会の大学部会において、以下の話題提供と検討を実施した。

- 1) 学生による授業評価が上昇した教員による授業の工夫や改善点について
- 2) 今年度から導入した授業支援システム manaba を使用した教育効果の検証
- 3) 保健医療学部全教員が関わる科目「チーム医療論」の概要と講義の進め方
- 4) 入学前教育、初年次教育の実施状況報告

⑫他大学の教育方法の伝達

これまでは、両学科の FD 委員から他大学で展開している研修に参加し、発表形式の研修を実施していたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、参加を見送った。なお、他大学から赴任してきた教員には、前任校における教育手法の紹介をしてもらうことにしている。

⑬自己点検評価に関する FD 研修

ふれあいグループ全体研修会の大学部会において、認証評価及び自己点検・評価に関する研修を実施した。

⑭その他

看護学科独自の活動として継続してきた看護学教育研究共同利用拠点千葉大学大学院看護学研究科附属看護実践研究指導センターの FD マザーマップを利用した研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。また、令和 4(2022) 年度カリキュラム改訂に向けた研修のため、日本看護系大学協議会常任理事の小山真理子先生を招聘し、「社会の動向をふまえた看護基礎教育カリキュラム-教育内容、能力の積み上げを目指す実習、質と安全を保障する教育-」をテーマとした FD 研修会を 2 月に実施した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き教育目的を達成するために適切に教員を配置していくと共に、定期的に行っている学内の研修会及び学外の研修会、学会等を通じて、教員の教育研究力の向上を継続していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、2ヶ月毎に全体研修会を行っており、その中でSD(Staff Development)を実施し、教職員の資質向上を図っている。また、原則年2回、学校法人の設立母体である医療法人グループと合同で、医療・教育研究会を開催しており、教職員以外の医療関係者やグループ内の専門学校職員も参加し、臨床現場の意見や他の教育機関の手法も大学運営に反映できるように取り組んでいる。

これらの研修会には、毎回全事務職員が参加し、持ち回りで事例研究等の発表や、グループワークを行っている。研修会後には報告書を作成・提出している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

SDの研修会を全員参加で年に6回実施という充実した体制を継続し、引き続き職員の資質・能力向上に努めていく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は講座制を採っておらず、上席の教員に取り組む研究や研究メンバーを制限されることはなく、教員個人のニーズで研究テーマを設定し易い一方で、十分な研究業績を有する教員が若手の実務家教員への助言を研究領域を超えて行い易い環境にある。

また、本学の設置母体である医療法人グループ「ふれあいグループ」の病院や介護老人保健施設等の現場の医療人と講義や臨地・臨床実習だけでなく研究での連携も行える、恵まれた環境下にある。加えて、毎年2回行っているふれあいグループ全体の研修会では、

大学の研究の成果を発信すると共に、社会的に広く求められる保健・医療・福祉・教育の現場の課題を知ることができる。

文献に関しては、保健医療分野を中心に計画を上回るスピードで図書館の蔵書を充実させており、購読雑誌や電子ジャーナルも増やしており、教員は随時これらを利用できる。

実験設備に関しては、分野によってはまだ十分といえないところもあるが、大学から毎年配分する個人研究費や教員が獲得する競争的資金により SPSS 等の解析ソフトや PC、書籍、各種消耗品類は十分に揃っている。

平成 30(2018)年 4 月、ふれあいグループの本部である湘南東部総合病院内に湘南医療大学臨床医学研究所を設置した。ここでは、臨床医学と基礎医学の橋渡しの研究を行うべく様々な研究機器を整備し研究活動を行ってきたが、活動活性化のための助成制度を創設するなど、当該研究所における共同研究を一層推進していく。

なお、本学は研究推進室を設けており、これら研究環境の整備による研究活動支援を組織的に推進できる体制になっている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は「湘南医療大学研究倫理規程」(以下「研究倫理規程」という。)及び「湘南医療大学研究倫理委員会規程」、「湘南医療大学人を対象とする研究倫理審査要項」を定め、これらに基づき年に数回研究倫理委員会を開催すると共に侵襲性や介入性のない研究計画の審査申請については迅速審査という形式で随時審査を行い、組織的に常に倫理的に問題の生じない体制を確立している。

研究倫理委員会の委員は、副学長兼学部長、各学科教員、医系教員(副学長)、事務職員、学外有識者 3 人で、両性を含む構成にしており、侵襲性や介入性を伴う研究計画に対し多様な視点から倫理審査を実施している。

令和 2(2020)年度は研究倫理審査委員会を 4 回開催し、委員会にて教員、学生を合わせて、10 件の一般審査をし全 10 件を条件付き承認、迅速審査では 42 件を審査し全 42 件を承認した。

また、本学では研究倫理教育を毎年全教員と研究支援に係る全職員に義務づけており、今年度も引き続き、日本学術振興会が提供する E ラーニングコース : eLCore を利用して実施したとともに、令和 2(2020)年 9 月 26 日(土)には、全教員を対象とした「研究活動における研究不正行為防止に関する研修」を実施し、不正行為防止と研究費不正使用防止につき教育を行った。

以上に加えて、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関しては、本学において不正が発生することのないように、これまで以下の指針や規程を定め、不正の未然防止の体制を作り、運用してきた。

- ・湘南医療大学研究活動の不正行為に関する取扱指針
- ・湘南医療大学における研究不正防止計画
- ・公的研究費等に係る適切な運営管理について
- ・湘南医療大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則
- ・湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則

- ・湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則

令和2(2020)年度においては、「湘南医療大学利益相反管理規程」及び「湘南医療大学研究データの保存等に関する規程」を新たに制定し、12月開催の全体研修会にて全教職員へ説明・周知するなど、研究倫理の確立に努めている。更には、令和3(2021)年4月での薬学部開設にあわせ、「湘南医療大学研究室における秘密情報管理規程」と「湘南医療大学における動物実験等に関する規程」を制定し、研究倫理体制の確立を確実に図っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究費は、研究助成を目的として規程で定められている。まず、職位により教授30万円/年、准教授25万円/年、講師20万円/年、助教15万円/年を上限とした個人研究費を支給している。加えて令和元(2019)年度からは、外部資金の導入促進や研究成果の一層の活性化のため、特別研究費を創設した。これは、科学研究費補助金申請の助成として、前年度科学研究費助成事業に申請し不採択となった者で引き続き申請を行うものへは20万円/件、新たに翌年度科学研究費助成事業に申請を行う者へは15万円/件を、また学会発表の助成として旅費10万円/件をそれぞれ上限に支給する制度であり、令和2(2020)年度は、順に12件、6件、3件の実績であった。

科学研究費をはじめとした外部資金の獲得を推奨しており、研究費の確保に繋がる学内外における説明会などには積極的に参加できる機会が設けられている。身近な体験者からのアドバイスも受けやすい環境が整っている。なお、外部資金の運用に関しては、不正使用を行わないよう4-4-②に前述した規則に則り適正に管理されている。

研究能力の育成上、国内外の学会に参加し、研究成果を発信することや、他の研究者の研究から学ぶことも重要であり、学会参加については、本人の申請によりその機会が与えられている。学会参加費用に関しては、国内外を問わず大学が配分した教員の個人研究費や特別研究費から拠出されている。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

研究を行う教員の意見を聴取しながら研究環境の改善に努めていくと共に、研究倫理や研究不正防止に関する国の法令の動向に応じた体制や規程の整備を行い、研究倫理の確立並びに研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止の徹底を図っていく。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントについては、学長がリーダーシップを執れる体制を確立しており、副学長と各委員会、事務職員がこれを支援する体制もできている。

また、教育目的を達成するために教育課程に即した教員の配置、並びにFD等による教員の教育内容・方法等の改善の工夫・開発を効果的に実施できている。

職員については、年に6回の全員参加のSD研修会により、資質・能力向上を継続的に実施できている。

研究支援については、研究環境の制度的・物的整備、研究倫理・不正防止体制の確立・運用、研究費の配分ができている。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律と建学の精神「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」に基づき、学校教育及び保育を行い、社会に奉仕する人材を育成することを目的とする。」と定めており、開学以来、建学の精神の理解と周知を進めてきた。

また、「学校法人湘南ふれあい学園教職員の倫理に係わる行動規範」において「建学の精神のもとに、人間を大切にするふれあいの心、思いやりの心を育み、高度な知識、技術の修得や研究、教育の質の向上のための行動に努め、その人らしさと個別性を尊重する教育をおこない、社会に役立つ人を育てることを目指している」と定め、更に服務規程として「就業規則」、「常勤教育職員勤務規程」、「個人情報管理規程」、「セクシャルハラスメントに関する規程」、「ハラスメント防止規程」、「公益通報に関する規程」を整備し、社会的機関としての組織倫理を規定している。

研究活動については、「湘南医療大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」等を定め、公的研究費の適正管理や研究活動の不正防止を図っている。また、本学の教員が行う研究のうち倫理上の問題が生じる恐れのある研究について「研究倫理規程」を定め、「研究倫理委員会」を設置し、社会的な倫理性を保持しているか審議している。

規程・規則の新設・改訂については、法令の制定・改正に基づき検討を行い、適切に対応している。

以上のように、諸規程に基づき組織の運営を行い、規律と誠実性の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人では、建学の理念に基づいた教育を実施し使命を達成するために、継続性を保持した事業計画を策定し、それに基づいた運営を行っている。事業計画の決定は、予算の決定と合わせ、あらかじめ評議員会の意見を求めた上で、理事会において行っている。会計年度終了後、法令に定められた期間までに、事業報告及び決算について、理事会で承認・決定し、評議員会に報告している。また、学校法人では理事会・評議員会を定期的開催し、法人及び大学を含む設置校の課題に速やかに対応すると共に、大学の使命・目的実現のための意思決定を行っている。

大学の運営及び教学に関する重要事項については、学部、大学院それぞれにおいて「運営管理会議」を設け、審議決定している。当該会議は、本学学長、学部長、研究科長、学科長及び事務部長並びに学校法人の理事長、事務局長及び理事長が必要と認めた者（評議員）により構成される。これにより、大学と法人間での意思の共有が図られている。

本学は令和2(2020)年10月に新学部となる薬学部の設置認可を受けた。次年度より設置計画履行期間となるが、着実に計画履行できるよう体制づくりが求められている。また、昨年度に引き続き、私立大学等総合改革支援事業などにある達成項目を一つの指標として、本学が設置する各会議や各委員会において、現状の分析や検証、課題の発掘と対応策の立案を継続的に行い、適切に対応し、所轄庁への申請や報告を遵守していく。

また、高等教育機関としての使命・目的の達成のため、教育の質の向上と医療人材養成の推進に向け組織的・継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の建物は環境保全のため、全館にLED照明を導入し、また、廊下やトイレ等の共用スペースは自動点灯・消灯システムとしており、電力使用の省力化を図っている。それに加え、冷房・暖房効率を上げるため、エアコン設定を変更し、省エネルギー対策を行うとともに、深夜から早朝にかけては、閉館体制をとり環境にも配慮している。また学生や教職員に対し、こまめに電気やエアコンを切るように節電を啓発している。印刷物等においても、過剰な印刷とならないよう、教職員への呼びかけを行っている。

夏季においては、猛暑における熱中症対策・節電のため、毎年クールビズ活動を実施している。

人権については、学校法人及び大学において、「セクシャルハラスメントに関する規程」、「湘南医療大学ハラスメント防止規程」、「湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針」を定めており、学内のハラスメント防止に努めている。教職員については、令和2(2020)年12月に大学全教職員を対象とした全体研修において、ハラスメント防止をテーマに研修を行った。学生に対しては、本学の教育課程において実習が多いこともあり、学外でのハラスメントに対応するため、「学生便覧」及び「実習要項」にハラスメント防止についての内容を記載すると共に、相談の問合せ窓口についても連絡先を記載し、気軽に相談できる環境を整えている。また、事案発生時には必要に応じて、ハラスメント調停員やハラスメント調査委員会を設置し、早期に問題解決を図る体制を構築している。個人情報管理についても、「学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程」に基づき、適正な取り扱い及び管理を行っている。

安全への配慮では、災害時の備えとして「湘南医療大学防災規程」を整備し、本学での災害防止及び災害時の措置を定めている。日常の不審者等の対策として、有人・無人での警備体制を整え、学生・教職員の安全に努めている。健康・衛生面においては、学生の感染症予防対策として予防接種を促している。万が一、感染症に罹患した学生が発生した場合の対応方法を「学生便覧」に明記することで、感染拡大防止に備えている。教職員の安全衛生管理では、平成29(2017)年度から発足した衛生委員会を2ヶ月に1回開催しており、定期的に衛生管理者が施設巡回をすることで就労環境の改善を図っている。新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策として、学生及び教職員に対し日々の健康管理を心が

けるよう促し、マスク着用・手指消毒の徹底を呼びかけている。また、大学入口に検温器・手指消毒剤を設置しているとともに、学内の動線を整理し、密を避ける環境を確保している。併せて、学習支援システムを利用した遠隔授業を実施することで、学生の安全確保を図りながら、学習面をサポートできる環境を整えている。本学においての感染者発生に備え、「新型コロナウイルス感染症発生時における危機管理規程」を整備し、本学における危機管理体制を構築し、感染者が発生した際に迅速に対応できるよう準備を行っている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は整備した各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。また、社会的規範となる各種法令の遵守や環境保全、防災についても規程等を整備し、組織的に推進している。

今後も、法令の改正や社会情勢の変化に対応した規程の整備・改正を行っていくと共に、学生をはじめとする本学構成員の人権、安全への配慮に努め、学校法人及び本学ウェブサイト等を通じた情報発信を積極的に行っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為第 17 条第 2 項において「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ことを規定しており、理事会が法人の意思決定機関として位置づけられている。

理事会は、月 1 回から 2 ケ月に 1 回の割合で開催され、学校法人並びに本学を含む各校・園の運営に関する重要事項について審議をしている。

理事会での審議内容は、「学園運営会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、法人本部責任者）及び「学部運営管理会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、学部長、学科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）、「大学院運営管理会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、学長、副学長、研究科長、事務部長、理事長が必要と認めた者）、「各校・園運営会議」（構成：理事長、法人本部事務局長、法人本部責任者、各校・園担当者）といった予め議案となる内容を検討する場を設けることで、理事会での審議をスムーズにしている。

また、外部理事、監事には必要に応じて議案を事前に説明することになっている。理事会開催時は、議長又は委任された職員から資料に基づき説明を行い、理事から質疑等を受けた後に審議を経て採決している。理事会での十分な協議により、使命・目的達成に向け、意思決定ができる体制ができている。

なお、学校法人運営の機能性については、寄附行為第 15 条において、代表権は理事長の

みとし、権限の一元化を明確にしている。

理事の選任においては、寄附行為第 6 条第 1 項にて理事は 6 人以上 8 人以内を置くこととしている。令和 2(2020)年度の理事数は 6 人であり、欠員は無かった。理事の構成は寄附行為第 7 条において定めており、6 人の理事はそれぞれ①寄附行為第 4 条に掲げる学校の学長又は校長のうち理事会で選任された者 1 人、②評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人、③学識経験者のうちから理事会において選任された者 2 人以上 3 人以内で構成するものとしている。①及び②に規定する理事は学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。また寄附行為第 10 条では、役員の任期は 4 年と定め、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とするなど、適切に理事の選任を行っている。

令和 2(2020)年度の理事会は、5 月、6 月（2 回開催）、8 月（2 回開催）、11 月、12 月、2 月、3 月の計 9 回開催された。理事会での承認が必要な事業計画や事業報告等の審議案件の他、寄附行為変更、中長期計画等に関する事項についても審議され、学校法人の重要な審議案件は理事会に諮り、適切に運営されている。

令和 2(2020)年度の理事会における理事の出席状況（委任状での出席は除く）は 87.50% であり、各回とも会議成立の定足数を満たしている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

経営面の担当である理事会と教学面を担当する教授会とを有機的に統合することを目的として大学に運営管理会議が設置されており、教育研究を推進するにあたり財政的な裏付け、また学則や関係規程に基づいたものであるかの審議ができるような体制を整備している。

今後も、急激に変化する社会情勢に見合った経営戦略、大学運営について、監事・評議員会とも意見交換をしながら理事会にて検討していきたい。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人の理事会を構成する役員及び大学の運営管理会議の出席者として、学長及び法人事務局長が含まれている。

この両者が、まず大学の運営管理会議における審議において、教学側の意向等が分析整理された過程を経た審議状況を理解したうえで、その後開催される学校法人の業務を決する理事会において、理事として理事会に出席し審議をすることから、円滑な意思決定が可能な体制がとられている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

寄附行為第 22 条において、「予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、役員に対する報酬等の支給基準、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、収益事業に関する重要事項、寄附金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」については、理事長が予め評議員会の意見を聴取しなければならないことを定めている。なお、理事会には、大学の運営管理会議の構成員である学長と法人事務局長が含まれており、理事会と大学の運営管理会議間の相互チェックがはたらく構成になっている。

令和 2(2020)年度において、理事及び評議員に欠員はなく、更に理事会及び評議員会のそれぞれの出席率は、87.50%、89.42%であった（委任状での出席は除く）。なお、開催されたすべての理事会及び評議員会には、必ず監事が出席しており、適正に運営がなされているかを確認している。令和 2(2020)年度に開催された理事会、評議員会には、少なくとも監事のいずれかが出席しており、監事としての出席率は 100%であった。

なお、監事は、監事監査にて内部監査班からの報告により業務監査、更に学長ヒアリングも行い、教学面についても監査を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、教学部門と管理部門とが有機的に機能することを目的に「運営管理会議」を設置し、規程に基づき月 2 回以上開催し、学校法人と大学との間の調整を行いながら、内部統制を行っている。今後も引き続きこの体制を維持する。

また、監事 2 人による学長ヒアリングが毎年行われており、大学運営について詳細に報告がなされており、更に監事監査も実施されていることから、監事との連携を更に進め、適切な運営が継続され、大学が社会的役割を果たせるよう、学校法人と大学の円滑で適切な意思決定と相互チェックを行っていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 2(2020)年度は、保健医療学部看護学科及び大学院の設置計画履行状況調査(AC)の最終年度であった。本法人では、大学設置開設準備期間 3 年と開学後の 4 年間、計 7 年間

を最初の中長期計画と位置づけ、文部科学省に提出した設置計画に基づいて履行することを念頭に、財務運営の基盤形成を第一に、必要に応じて理事会・評議員会に議案を諮り、毎年度計画を見直し、実施してきた。

事業計画と収支予算は、予算編成方針に基づき、大学を含む各学校部門からの予算要求（施設設備にかかる経費）を踏まえて策定しており、評議員会に諮った後、理事会において次年度予算案の承認を得ている。また、予算額に変更を生じた際は、補正予算案を作成し、同様の手続きを経て承認を受けることとなっている。

中長期計画の第1期事業計画の重点事項の達成事項として、令和2(2020)年度は、文部科学省から令和3(2021)年度の薬学部医療薬学科の設置認可を受け、設置計画における必要な図書、備品などの予算を執行した。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による校舎建設の遅れにより、建築等設計計画変更書並びに令和2(2020)年度末に配置予定の教育用備品の変更の旨、文部科学省と事前協議を実施し、変更措置を取った。また、湘南医療大学看護実践教育センター（現「湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター」）では、認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）を開講した。

令和2(2020)年度学校法人全体における「人件費比率」は、54.0%、「教育研究経費比率」（経常収入における教育研究経費の比率）は、26.4%になっており、同規模大学の概ね全国平均であった。また、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度に至るまで、基本金組入前当該年度収支差額は黒字の状態を維持継続しており、中長期的にも収支均衡が見通せる状況にある。

中長期計画

第1期事業計画期間：

2019年度～2022年度学園中期事業方針：各学校は、地域社会に対して主体性、多様性及び協働性を有する「学修者」を育成する。その方針に基づき、学部、大学院等の重点課題、分類、中期計画、指標、事業計画及び各年度の事業計画の進捗・達成状況をまとめ、理事会及び評議員会に報告している。

<重点事業>

2020年度

- ア 湘南医療大学看護実践教育センター 認定看護管理者教育課程ファーストレベル開講予定
- イ 湘南医療大学看護実践教育センター 特定行為研修申請中予定
- ウ 茅ヶ崎看護専門学校、茅ヶ崎リハビリテーション専門学校の改組（大学学部昇格）計画を継続的に行う。
- エ 湘南医療大学大学院保健医療学研究科（修士課程）に新領域（医療経営管理学領域）設置を検討する。
- オ 湘南医療大学大学院保健医療学研究科（博士課程）設置計画を検討

[学校法人湘南ふれあい学園 令和2(2020)年度予算編成方針]

1 2020年度予算編成方針

(1) 事業活動収入の拡大を図る。

ア 学園の教育力、就職力、研究力を一層高め、各校の入学定員充足率100%維持し、学納金の安定、また、通信課程、看護研修事業等の付帯事業、臨床医学研究所等の付随事業の拡大を目指す。

イ 経常的な運営費補助金の確保と競争的資金等外部資金の獲得を図る。

ウ 寄附金収入の拡大

- ・連携同窓会の発足により、学校間連携を深め、学校法人の維持向上を図る。
- ・薬学部設置等目的別寄附金の募集を継続する。

(2) 事業活動収支の均衡を目指し、収入に見合った支出構造の実現を図る。経費を計画的に節減するとともに、予算は戦略課題に重点的に配分する。

ア 教育と教育環境の質的向上を図る施策に重点的に資金を充当する。

イ 競合大学・専門学校を意識しつつ、本学園の教育力を積極的・戦略的に広報展開する。

ウ 薬学部設置(開設前年度の図書、教育用備品、施設整備費)計画の着実な実施に向けた資金計画を実行する。並びに学生確保に向けた学生募集費用の計上

(3) 財務指標の具体的な目標値は以下の通りである。

ア 人件費比率：54.0%の水準にあり、これは同系統大学の平均水準(53.8%)と同程度の値ため、この水準を維持していく。

イ 教育研究経費比率：今後、本学の同比率を全国大学の平均水準(33.3%)まで引き上げ、教育の質向上を更に高めるように努力する。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和2(2020)年度、本学の学生数は、収容定員(660人)を満たし、学生生徒納付金比率(学校法人全体で79.1%)は高い状況となった。また、私立大学等経常費補助金等の公的補助金の交付を受け、人件費比率(54.0%)及び教育研究経費比率(26.4%)となった。

大学単体での教育活動収支差額は96百万円の収入超過となっており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保ができているといえる。次年度以降も、経営基盤の安定を意識した経費節減を全学で共有し、教育研究を発展させることができる予算編成及び、具現化できる体制を整備し、法人及び大学の財務基盤を更に強固なものにしていきたい。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

本学は、保健医療学部設置から、大学院修士課程の設置や薬学部の設置計画が推進される中、PDCAに基づいて改善しながら、新しい中・長期計画を実行していく過程において、より具体的な財政計画を策定する必要がある。個人研究及び共同研究の成果向上が期待できる研究費制度の見直し及び管理経費支出のムダ削減を実行し、教育効果を向上できるメリハリのある予算計画を進める必要がある。経常費補助金のみならず、併せて、競争的補助金として、私立大学等改革総合支援事業補助金等の採択に向けて積極的に申請し、教育環境の整備を充実していきたい。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人湘南ふれあい学園経理規程」（以下「経理規程」という。）に基づき、適切に行っている。また、固定資産、物品の管理については、「経理規程」及び「学校法人湘南ふれあい学園固定資産及び物品管理規程」に従い、適正に管理されている。

予算の執行は、経理責任者が管理し、経理規程により、監査法人との連携によって、適正な処理が行われている。また、令和2(2020)年6月及び令和3(2021)年3月には、補正予算又は更正予算を編成し、理事会で承認を得て実施している。

本法人は、人事処理、会計処理、情報整備、施設維持等は、費用対効果を勘案し、関連当事者と契約し、適宜アウトソーシングし、経営の効率化を図っている。そのため、法人と関連当事者間において、常に透明性の高い適切な手続きに努めるため、大学の担当者は、日本私立学校振興・共済事業団などが主催する学校法人会計の実務研修会などに参加し、学校法人会計に基づく会計処理の適正化を図っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法に基づく会計監査は、レクス監査法人と監事によって行われている。法令及び規程に基づき、会計帳簿や証憑書類、計算書類、会計処理、予算執行、組織運営などを監査した結果、指摘事項がある場合には、外部監査人（公認会計士）は、理事長に報告し、是正対応を求めると同時に、内部統制の確保・維持を確認している。なお、令和2(2020)年度の監査日程は、延べ17日を費やした。

監事は、「学校法人湘南ふれあい学園 監事監査規程」に基づき、監査計画に沿って、監査を行っている。期末決算時には計算書類等を閲覧し、外部監査人から概況報告を受け、法人経理業務の状況・体制が適正であるか意見交換を実施している。また、監事は、全ての理事会及び評議員会に出席することで、学校法人の予算執行状況、補正予算編成状況、その他財務状況について把握している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学校法人会計基準に基づき、経理規程等に則った、適正な会計処理を実施していく。また、監事及び公認会計士との連携による会計監査の体制をより強化し、適正かつ透明性の高い法人の管理運営に努める。

監事には、文部科学省が主催する学校法人監事研修会への積極的な参加を促す。また、会計担当者にも学校法人会計基準の外部研修に参加させ、実務の習得を図る。

なお、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会より、本法人に「監事監査報告書の内容について、法令の趣旨に基づいた内容となっていることがわかるように見直すこと。」の意見が付されており、令和2(2020)年度の監事監査報告書から修正する。

【基準5の自己評価】

本学は整備した各種規程に基づいて管理運営体制、教学運営体制を確立し、会議、委員会を適切に運営し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。更に、各種法令の遵守や環境保全、防災についても指針や規程を整備し、関係団体と連携を図り、組織的に取り組むことが必要であると考えている。

経営の意思決定を行う「理事会」と、大学教学面を担当する教授会とを有機的に統合することを目的として設置した大学「運営管理会議」の両輪により、教育研究を推進できる財政的な裏付けと各規程に基づいた内容を審議ができる体制が整備されている。また、管理部門と教学部門とが相互チェックする体制となっている。更に、学園内部監査班と監事による業務監査体制も機能している。

経営の基盤となる財務に関しては、大学単体での教育活動収支差額は収入超過となっており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保ができています。

予算の執行に当たっては、学校法人会計基準に基づき「経理規程」において、適正な会計処理を実施しており、加えて、会計士及び監事による会計監査の体制を確立している。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の教育研究部門における内部質保証を推進するための組織として、「自己点検・評価委員会」を設置している。学長を委員長とし、教学部門の副学長、研究科長、学部長、学科長、専攻長、教務委員長、学生支援委員長、及び図書館長、管理部門の大学事務部長を構成員としており、本学の主要機関及び委員会の長が結集している組織である。「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」第2条（目的）に自己点検・評価の方針の策定、実施、報告書の作成及び公表、第三者評価等について定めている。これに基づき、本学の教育研究活動及び管理運営の諸課題の改善向上を実施し、本学の目的及び社会的使命を果たすために組織的、系統的な点検・評価に取り組む体制としている。

また、評価に基づいた教育改善を推進するため、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD 委員会」という。）を設置している。「教育・研究の質的向上を目指す活動（FD）」、「教育の質を担保する大学運営充実のための活動（SD）」など、年間活動計画を立案し、大学教職員全員が2か月に1度開催する「全体研修会（大学部会）」に参加してFD・SD研修を実施している。委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科長、専攻長、教務委員長、学生支援委員長、事務部長、及び学長が必要と認めた者で構成している。

「自己点検・評価委員会」において、評価基準ごとに「FD 委員会」や「その他の委員会、学科教員、事務職員」等を有機的に連携する担当者組織を編成し、自己点検・評価書を作成する。「教授会」及び「運営管理会議」で報告、協議を経て、教育研究部門の最終意思決定は学長が行う。なお、学長から改善が必要と思われる事項について、学部長及び学科長に伝えられ、各学科の教員が参加する、看護学科会議及びリハビリテーション学科会議等の機会に、学長からの意見伝達や各委員会活動に対する情報共有を行い、次のFD、SD活動に活かせるように、教職員間で意見交換できる機会を確保している。

本学は、平成27(2015)年4月に開学し、かつ単一学部（※令和3(2021)年度から2学部）の若年・小規模の大学である特性を生かし、学長、副学長、学科長等の教学部門の中核者が、全ての委員会の委員に加わり、全学的な内部質保証のための責任体制を組織し、迅速に対応している。

一方、法人部門では、令和2(2020)年度は、法人の意思決定機関である理事会を9回開催し、重要事項の審議を行った。重要な業務運営について意見を述べ、法人の業務を公正に行うための重要な機関である評議員会は、8回開催した。また、外部委員に監事2名を置き、令和2(2020)年度の法人の財産状況の監査と業務執行状況の監査を公正・厳正に行

い、令和 3(2021)年 5 月の理事会、評議員会において報告がなされる予定で、内部質保証のためのチェック体制は有効に機能している。

本学は、学長と理事長が兼務しているため、大学と法人との意思疎通が円滑に進められるメリットを生かし、各会議・委員会における協議内容は、速やかに教職員や役員、関係者に意思伝達されている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の組織体制として「自己点検・評価委員会」を中心に整備されている。しかし、本学の使命、目的を達成するために、下記の課題改善事項に取り組む予定である。

- ① 学部、研究科の教育研究活動の課題は、各会議等で議論されているものの、本学の自己点検・評価書において、前年度と比較して改善された内容の把握が、必ずしも十分とは言えないと認識している。令和 3(2021)年度の自己点検・評価書の作成に向けて、各部門から令和 2(2020)年度の「改善報告書」と令和 3(2021)年度「改善計画書」の作成を義務付け、それに基づく内容で「自己点検・評価書」を作成する。
- ② FD・SD 活動等を通して実践している教育改善活動が行われているものの、それらの改善活動評価を、組織的に「分析・検証」して、フィードバックする仕組みが不十分であると感じている。そのため、令和 3(2021)年度から「学長戦略室」を設置するとともに「分析・検証部門」を設置し、組織的に教育研究活動を検証し、課題を克服するための新しい活動目標が設定できる体制としたい。
- ③ 作成した自己点検・評価書は、外部評価を取り入れて、公表する方向で検討したい。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

① 自己点検・評価の実施体制

本学は、大学学則第 2 条第 1 項において、「本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己点検・評価を定義し、大学学則第 2 条第 3 項に基づき「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」を定め、自己点検・評価委員会を設置運営し、自己点検・評価の方針の策定、実施、作成及び公表を行っている。自己点検・評価の実施にあたり、評価基準項目、評価項目に対する評価の視点を明確にして、自己点検・評価書の作成の実務を行う。自己点検・評価の対象は大学の諸活動全般に及ぶため、実務は、「自己点検・評価委員会」と「学科、入試委員

会、教務委員会、学生支援委員会、FD委員会、研究推進室、大学事務及び学園本部」が有機的に連携し、教職協働のもとで行っている。

また、大学院については、大学院学則第2条第1項において、「本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と大学学部同様に定義している。

なお、本学は小規模大学であるため、学部と大学院の「自己点検・評価委員会」として委員会を設置し、報告書内に併せて大学院の自己点検・評価を記載する。

② 自己点検・評価項目

本学自らが、大学の質の維持・向上を実現するための仕組みとなる自己点検・評価は、重要な活動である。そのため、自己点検・評価の基準や評価項目は、令和3(2021)年度認証評価受審予定の公益財団法人日本高等教育評価機構が示した大学機関別認証評価・評価基準と連動させるため、①使命・目的等、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証といった6つの基準を用いて実施し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

③ 自主的・自律的な自己点検・評価の実施

ア 事業報告書による評価

本学では、自己点検・評価書の他に「事業活動報告書」を毎年度作成している。学校法人は、大学の事業活動報告書の内容を含む法人全体の事業報告書の評価を行い、中長期計画に基づく年度ごとの活動結果を記載し、学園全体で結果を共有し、次年度の事業計画策定への指針としている。また、事業活動報告書は、ホームページに掲載して社会に公表している。

イ 教育活動の評価

毎年度、科目の最終講義時に、履修学生全員から授業評価アンケートを実施している。

「FDネットワークつばさ」の様式、実習科目は、大学独自の様式を用いてその結果を授業科目ごとにデータ化するとともに、授業科目群別のレーダーチャートを作成、担当教員にフィードバックし、今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図・工夫した点について記載する「リフレクション・ペーパー」の作成と提出を求めている。また、結果は、事業活動報告書に記載し、ホームページで公表している。

ウ 研究活動の評価

教員の研究活動については、毎年度の「事業活動報告書」に教員ごとに記載している。また、毎年2月に実施している、ふれあいグループの「医療・教育研究会」において、全教員が1年間の研究活動の報告発表を行い、そのレジュメを冊子にしてまとめている。なお、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「医療・教育研究会」は中止となったが、発表予定の原稿をPPTにまとめるなどして、個人研究評価の継続に努めている。また、令和3(2021)年度は、ふれあいグループの臨床機関の職員と大学研究者の共同研究を実施することが決まり、臨床現場と教育現場の連携による更なる高度人材育成に期待が高まっている。

エ 教員各自による自己点検・評価

本学では、個人研究費規程に則り、毎年度初めに教育研究に関わる年間計画を作成し、年度末に自己点検・評価書を学科長、学部長、学長に提出し、評価を受けている。教員

各自の自己点検・評価結果を踏まえて、教員の活動が継続的に質の向上につながる評価制度を充実させる。

④ 評価結果の共有と社会への公表

自己点検・評価書は、自己点検・評価委員会委員を通じて学内で共有すると共に、理事、評議員などの関係者にも周知し、ホームページに掲載して社会に公表している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR は、入試、教務、研究支援を中心とする大学の各種情報については、各委員会及び各部署（各学科、各事務部署、学校法人本部）、各教員にて継続的に蓄積し、保存している基礎データを基に、教育改善のために集計し、分析できる資料を有している。集計・分析結果は、部署又は個人ベースで各委員会や全体研修会、FD 研修会、SD 研修会にて発表・共有し、入試、広報、教育、研究の改善に役立てている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 30(2018)年度から公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）の評価項目に合わせ、自己点検・評価を行うとともに、学生による授業評価アンケート、学修等に関する調査の実施、専任教員の教育研究業績の公表、設置計画履行状況調査の公表を行っている。今後も教育研究水準の向上と質の保証を図るため、認証評価機関が定める評価項目のほか、必要に応じて新たな点検・評価項目を設定して適切に自己点検・評価を継続する。

本学の「自己点検・評価委員会」は、一定の機能は果たし、「自己点検・評価書」を作成しているものの、自己点検・評価結果の分析や検証した結果をフィードバックし、次年度の教育研究活動へ「提言」ができるようにする。そのためにも、IR 機能強化を図り、教職員のデータ収集・分析力の向上や、調査や収集等を一括管理する「IR 部門」を「学長戦略室」に設置し、令和 3(2021)年度中にデータの一元化に努め、計画的、継続的に「退学・休学率の減少、学生募集の強化、入学者の学力向上、国家試験対策、就職対策」などに活用して、本学のディプロマ・ポリシーに適う人材養成に役立てたい。同時に、IR 教育を定期的に全体研修会等で実施し、教職員が客観的に現状を把握して、評価できるように支援する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの 確立とその機能性

① 三つのポリシーを起点とした内部質保証の結果と教育への反映

学部教育では、平成 27(2015)年 4 月の大学開学時から、保健医療学部の教育の質を保証し、卒業時に身につけるべき素養を、ディプロマ・ポリシー (DP) に明記している。DP を達成するための教育内容、学修評価基準であるカリキュラム・ポリシー (CP) は学科別に定め、また、入学者に求める能力や大学教育で向上させる力を示すアドミッション・ポリシー (AP) も学科別に定めている。三つポリシーは、本学 HP 及び学生便覧に掲載し、教職員に共有され、教育活動の評価に活用されている。

令和 3(2021)年度は、文部科学省の保健医療学部及び大学院の設置計画履行状況調査期間の終了、及び、令和 4(2022)年度に計画している看護学科の教育課程変更等に伴い、学部学科の三つのポリシーを学科別(専攻別)に変更すべく、令和 4(2022)年度に向けて再検討を開始している。それに併せて、本学では、三つのポリシーに基づき、機関レベル(大学)、教育課程レベル(学部学科)、科目レベルの 3 段階により、学修成果、教育成果を評価・測定の方針を定めた「アセスメント・ポリシー」の策定を進めている。

大学院保健医療学研究科(修士課程)においても、三つのポリシー(DP、CP、AP)を定め、学部同様に本学 HP 及び学生便覧に掲載し、教職員に共有し、研究科の教育活動の評価に活用している。また、大学院では、DP と CP 並びに進路の関連性を令和 3(2021)年度から公開する予定である。

先に述べたように、本学では大学全体の取り組みとして、全員参加の「大学部会全体研修会」が、評価に基づいた教育改善活動(FD・SD活動)の推進の拠点として、教育方法の改善や教育課程の評価、学修支援活動の点検、入学試験制度の見直しなど、継続的に課題に取り組める機会を整備している。

その他、教育部門では、全ての科目で授業評価アンケートを実施しており、結果を基に、リフレクション・ペーパーに今後の授業の改善点、学生の理解度を高めるために意図工夫した点を記載し、大学に提出し、次年度に向けた課題の明確化を図っている。

また、大学事務部では、毎月 PDC 活動(本学は、「PDCA 活動」を PDC と称す。)を実施しており、毎月の目標を各担当部署が定め、前月の結果検証を行い、次月の目標を設定し、その目標をクリアするためにどのような行動をするのか 5W2H に基づき実行し、当月の結果検証に繋がる行動を実施している。

② 自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況の結果を踏まえた長期的な計画による 内部質保証

令和 3(2021)年度は、課題として認識している、自己点検・評価結果の改善提案書を作成し、次年度の教育研究活動に活かす計画書を策定する。今後、学修効果 PDCA サイクルの機能強化を図り、学修者本位の教育の実現に向けて抜本的、包括的な教育改善につなげる。また、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の間保健医療学部、及び令和元(2019)年度から令和 2(2020)年度の間大学院保健医療学研究科の「設置計画履行状況調査」において、改善を要する点、又は参考意見として付された全ての項目は概ね改善された。また、「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査(令和 2

年度)」の結果を受けて、①理事、評議員構成の見直しを検討、②教育研究経費予算配分の充実、③収益事業の継続の検討、④新設学部の学生確保に向けた重点的取り組み、⑤監事監査報告書の記載内容の見直し等の指摘された助言、遵守事項及びその他意見への対応について、迅速、誠実に対処していく。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和3(2021)年度は、学修者本位の教育の観点から、保健医療学部の三つのポリシーの見直しを進め、学位プログラム共通の考え方や薬学部で取り入れているルーブリックを用いた点検・評価を保健医療学部においても検討する。

また、学習成果・教育成果を保証する情報を把握、可視化するため、より積極的な情報公開を行う。全学的に実施しているFD・SD活動は引き続き実施し、教育活動の改善方策の立案に反映させる。

【基準6の自己評価】

内部質保証のための組織、責任体制として、「自己点検・評価委員会」を設置し、運営されている。また、評価に基づいた教育改善の推進のために、「FD委員会」を設置し、活動している。令和2(2020)年度は4度目の自己点検・評価を実施した。前年度同様に、令和2(2020)年度の報告書も同様に学内での共有とホームページ掲載を行う。

内部質保証のための自主的・自律的な点検・評価は、自己点検・評価書の作成の他に、事業報告書による評価、教育活動の評価、研究活動の評価、教員各自による自己点検・評価を実施している。

IRについては、各委員会及び各部署、各教員にて継続的に蓄積し、保存している基礎データを教育改善に活用しているものの、令和3(2021)年度中に、「学長戦略室」にIR担当部署及び担当者を配置し、内部質保証にかかる組織の企画、政策策定、意思決定を支援する情報の提供が行えるようにデータの一元化の準備を進めているところである。

三つのポリシーを起点とする内部質保証の取り組みを実施しているものの、令和3(2021)年度中に三つのポリシーの見直し及び「アセスメント・ポリシー」を策定する予定であり、学修成果、教育成果を評価・測定の方針を明確にする。自己点検・評価、認証評価、設置計画履行状況の結果は、大学運営の改善・向上に活用し、今後も大学全体（教育職員と事務職員）のPDCAサイクルとして取り込み、より機能させていきたい。